

平成23年（2011年）3月紀北町議会定例会会議録

第 1 号

招集年月日 平成23年3月3日（木）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成23年3月3日（木）

応 招 議 員

1 番	奥村 仁	2 番	東 貴雄
3 番	樋口泰生	4 番	太田哲生
5 番	瀧本 攻	6 番	入江康仁
7 番	家崎仁行	8 番	玉津 充
9 番	奥村武生	11番	東 清剛
12番	松永征也	13番	平野隆久
14番	中津畑正量	15番	川端龍雄
16番	平野倅規	17番	中本 衛
18番	北村博司		

不 応 招 議 員

10番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	山岡哲也
会計管理者	長野季樹	総務課長	中場 幹
財政課長	堀 秀俊	危機管理課長	五味 啓
企画課長	川合誠一	税務課長	家崎英寿
住民課長	平谷卓也	福祉保健課長	谷 吉希
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建設課長	山本善久	水道課長	奥川 英
紀伊長島総合支所長	橋本樹徳	教育委員長	大和秀昭
教 育 長	安部正美	学校教育課長	世古雅則
生涯学習課長	村島成幸	監 査 委 員	井上 寛
総務課長補佐	工門利弘		

職務の為出席者

事務局長 中野直文 書記 脇 俊明

書記 上野隆志

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

12番 松永征也

13番 平野隆久

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

川端龍雄議長

皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

本年、2月9日に開催された全国町村議会議長会の第62回定期総会において、地方議会議員として15年以上の在職者に対する表彰式が行われ、紀北町議会から、中津畑正量議員と元議員の東澄代氏が自治功労者表彰を受けられました。

中津畑正量議員は、これまで教育民生常任委員長や産業建設常任委員長に就任されるなど、委員会活動のリーダーとしての多大な貢献をされ、現在においても、紀北町議会の副議長に就かれ、ご尽力をいただいております。

また、元議員の東澄代氏におかれましては、旧紀伊長島町議会議員及び合併後の紀北町議会議員として、15年5カ月の長きにわたり、住民の代表として町政に参画し、町の発展と町民の福祉向上に寄与されました。

その間、各常任委員長や監査委員に就任され、また、副議長という重要なポストに2回も就かれるなど、ご活躍されました。本日は伝達式に出席いただけなく、残念でございますが、東澄代さんにおかれましては、くれぐれも健康に留意され、今後とも本町発展のため、ご協力あらんことを切に願うとともに、お祝いの言葉とさせていただきます。

それでは、本日、ここに表彰状の伝達式を行いたいと思いますので、中津畑正量議員、前へお願いいたします。

表彰状 三重県紀北町 中津畑正量殿、あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績はまことに顕著であります。よってここにこれを表彰します。平成23年2月9日、全国町村議会議長会 会長 野村弘

どうもおめでとうございます。

川端龍雄議長

以上で表彰状の伝達式を終わります。

ご協力ありがとうございました。

川端龍雄議長

それでは、これより会議を進めます。

ただいまの出席議員は17名であり、定足数に達しております。

これより平成23年3月紀北町議会定例会を開会いたします。

3月定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本年、1月22日に宮崎県宮崎市で鳥インフルエンザの発生が確認されたのをはじめ、愛知県、大分県、和歌山県においても発生が確認され、そして三重県でも紀宝町に続き、2月26日に南伊勢町で鳥インフルエンザの発生が確認されました。本町においても、6施設で約37万羽のニワトリが飼育されていることから、予断を許さない状況であります。行政機関におかれましても、気を緩めず、今後の成り行きや変化について十分に観察していただきますようお願いいたします。

さて、町民の皆様、われわれ議会としても、紀北町にいま何が必要かという角度で議会改革に向けた検討を重ねてまいりました。今定例会において、議員は、透明性がある中で行動し、おかしなことがあったら、誰でも目について指摘ができるという仕組みづくりが必要であると判断し、その領域の地域性に合った政治倫理というものを確立して、将来にわたって有効なルールを定めた「紀北町議会議員の政治倫理に関する条例」を制定することにいたしました。町民、議会の距離がより近くなり、より身近な議会として生まれ変わってまいりますので、議会の傍聴も含めて、今後ともどうぞよろしくご指導、ご鞭撻のほどお願いいたします。

さて、今議会は、新年度予算、補正予算など、それに加えまして、町長の施政方針に及びます一般質問など、多岐にわたる事件を審議、質問を行う重要な定例会でもございます。議員、執行部の皆様方には議事進行への格別のご協力をお願い申し上げまして、定例会開会のあいさつとさせていただきます。

川端龍雄議長

次に、会期日程及び議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、今期定例会において、議会放送番組収録のためZTV及び企画課職員による撮影等を許可することにいたします。

それでは、会期日程並びに議事日程を議会事務局長に朗読させます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

それでは、まず会期日程を朗読させていただきます。

平成23年3月紀北町議会定例会会期日程表

第1日、3月3日、木曜日、9時30分、本会議、町政の一般説明、発議案上程、討論、採決、一般議案上程、説明。なお、本日は一般質問受付開始は、午前8時30分からとなっております。

第2日、3月4日、金曜日、9時30分、本会議、議案に対する質疑、委員会付託。なお、一般質問受付締め切りは午後2時までとなります。

第3日、3月5日、土曜日、第4日、3月6日、日曜日、いずれも休日のため休会といたします。

第5日、3月7日、月曜日、休会とし、常任委員会の開催を予定します。

第6日、3月8日、火曜日は休会、第7日、3月9日、水曜日、第8日、3月10日、木曜日、いずれも休会としまして、常任委員会の開催となります。

第9日、3月11日、金曜日、休会として、委員会の予備日といたします。

第10日、3月12日、土曜日、第11日、3月13日、日曜日は、休日のため休会といたします。

第12日、3月14日、月曜日、休会とし、委員会の予備日といたします。

第13日、3月15日、火曜日、9時30分、本会議、一般質問でございます。

第14日、3月16日、水曜日、9時30分、本会議、一般質問とさせていただきます。

第15日、3月17日、木曜日、9時30分、本会議、一般質問でございます。

第16日、3月18日、金曜日は休会といたします。

第17日、3月19日、土曜日、第18日、3月20日、日曜日、第19日、3月21日、月曜日、これにつきましては休日、祝日のため休会といたします。

第20日、3月20日、火曜日、9時30分、本会議、委員長報告、それから委員長報告に対する質疑、討論、採決、その後、閉会といたします。

中野直文議会事務局長

続きまして、平成23年3月紀北町議会定例会議事日程（第1号）

平成23年3月3日（木曜日）9時30分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 行政報告

第5 町政の一般説明

第6 発議第1号 庁舎建設等調査特別委員会の設置に関する決議

- 第7 議案第1号 紀北町住民生活に光をそそぐ基金条例
- 第8 議案第2号 紀北町暴力団排除条例
- 第9 議案第3号 紀北町行政組織条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第4号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第5号 紀北町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第6号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第7号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第8号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第9号 紀北町立公民館条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第10号 紀北町道の路線変更について
- 第17 議案第11号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第5号）
- 第18 議案第12号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第19 議案第13号 平成22年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 第20 議案第14号 平成22年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第21 議案第15号 平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 第22 議案第16号 平成22年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第23 議案第17号 平成23年度紀北町一般会計予算
- 第24 議案第18号 平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算
- 第25 議案第19号 平成23年度後期高齢者医療特別会計予算
- 第26 議案第20号 平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計予算
- 第27 議案第21号 平成23年度紀北町水道事業会計予算

以上でございます。

川端龍雄議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

川端龍雄議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

12番 松永 征也君

13番 平野 隆久君

のご兩名を指名いたします。

日程第 2

川端龍雄議長

次に、日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日 3 月 3 日から 3 月 22 日までの 20 日間にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日 3 月 3 日から 3 月 22 日までの 20 日間とすることに決定いたしました。

日程第 3

川端龍雄議長

次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

去る 2 月 25 日に議会運営委員会が開催され、3 月定例会にかかる運営等についてご協議が行われました。その確認事項について報告を申し上げます。

まず、提出議案についてであります。議会からは、特別委員会設置に関する決議案1件であります。長からの提出議案については、条例関係などの一般議案が10件、予算関係が11件で、合計21件であります。なお、予定される追加議案であります。議会からは政治倫理に関する条例案が予定されております。長からは紀北中学校校舎等解体工事の変更契約の議案が予定されると伺っておりますので、ご了承ください。

次に、3月定例会における一般質問通告書の受け付けは、本日、午前8時30分から、明日の午後2時までとなります。質問の趣旨は具体的に記載することになっており、単なる質問項目のみの場合は、受理しないこともありますので、ご注意ください。なお、通告書の締切りは明日の午後2時までとなっておりますが、明日は議案に対する質疑を行う予定でありますので、議事運営上、午後2時前に休憩するかどうかわかりませんので、なるべく昼食休憩時間に提出していただくようお願い申し上げます。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査について、平成22年度普通会計の11月分から1月分までと、平成22年度水道事業会計の11月分から1月分までについて、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。報告書は議会図書室に保管してございますので、ご覧ください。

次に、一部事務組合議会等の開催であります。

三重紀北消防組合議会は3月28日、月曜日の午前10時から開催、同じく3月28日、午後1時30分から紀北広域連合議会の開催。

3月29日、火曜日の午前10時から荷坂やすらぎ苑組合議会の開催。

3月30日、水曜日の午前10時から東紀州農業共済事務組合議会の開催の予定であります。

次に、紀北町開発公社の理事会を3月18日、金曜日の午後1時30分から開催の予定であります。この日は小学校の卒業式のため休会となっておりますが、よろしく願いいたします。

次に、町村議会議長会理事会における事項についてであります。2月21日に開催された理事会において、地方議会議員年金制度廃止に係る事務取扱についての説明がありました。来る6月1日をもって廃止するという総務省の方針が出され、所要の法案等が現在検討されているところでありますが、それに伴い、各町村において、多額の議会費の予算措置が必要となっております。給付金の概要であります。まず、廃止時に年金受給資格を満たしている者、つまり在職12年以上の場合は、掛金総額及び特別掛金総額の80%の一時金給付又は廃止前の法律による年金給付のいずれかの共済給付金を選択することができるとされました。なお、一時給付金又は年金給付のいずれかの共済給付金を選択するための資料として、当該議

員が受けるべき年金額及び一時金額を試算し情報提供する予定としていますが、現在、共済会のシステムがこの総務省の方針に対応していないことから、現時点では試算をすることができなく、当該情報提供の方法及び時期等は後日通知することになっています。また、廃止時に年金受給資格を満たしていない者、つまり在職12年未満の場合は、掛金総額及び特別掛金総額の80%の一時金を給付することとされました。いずれも請求時期については、平成23年6月1日以降の任期満了を含め最初の退職時となります。詳細については、各議員の棚に配付させていただきましたので、ご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のためあらかじめ出席を求めましたところ、尾上町長はじめ、大和教育委員長、井上監査委員、その他関係課長等の出席がありましたので、ご報告を申し上げます。

次に、定例会会期中の3月14日、月曜日の午前9時30分から全員協議会を開催いたします。協議事項は「議会議員の政治倫理に関する条例」について、議会運営委員会において調整をいたしました条例案について説明をさせていただき、議員の意見を踏まえたうえで、最終日に追加議案として上程をさせていただきたいと考えております。素案については、本日、配付させていただきますので、全員協議会開催までに研究しておいてくださるよう、よろしくお願いいたします。

次に、定例会中の行事であります。3月8日、火曜日は中学校の卒業式で、3月18日、金曜日は小学校の卒業式となっています。その他幼稚園の卒園式も含めた一覧表を各議員の棚に配付させていただいておりますので、ご覧ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

川端龍雄議長

次に、日程第4 行政報告について町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日は定例会の開催要請をさせていただきましたところ、多数のご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

早速ですが、本議会定例会にあたりまして、2件の行政報告をさせていただきます。

まず、1件目は、高病原性鳥インフルエンザについてでございます。先ほど川端議長が申し上げましたが、県内では2月15日に紀宝町で、2月の26日に南伊勢において高病原性鳥インフルエンザが発生いたしました。今現在、当町におきましては発生はいたしておりませんが、全国どこで発生してもおかしくない状況と認識しており、町内にも多くの養鶏場があることから、大変、心配なところでございます。当町における鳥インフルエンザ対策といたしましては、高病原性鳥インフルエンザ対策推進会議を設置し、発生時に職員が速やかに対応できる職員体制を確立しているところでございます。また、防疫面から養鶏業者の方々に対し、三重県に先駆けて町単独で消石灰の配布を2回実施いたしました。今後、町といたしましては、住民の方から寄せられる死亡野鳥の確認や、県下で発生した現場の状況確認等に関し、三重県や養鶏業者との連携を密にし、情報を共有するとともに対応していきたいと考えております。

次に、紀伊長島都市計画道路の変更についてでございますが、都市計画道路は、都市計画法に基づき、都市の基盤的施設として、あらかじめルート、幅員などを定め、将来的なまちづくりのため、計画決定された道路でございますが、紀伊長島都市計画においては、これまで国道42号線など8路線が都市計画決定されておりました。しかしながら、当初に都市計画決定された昭和40年当時と現在とでは、社会情勢の変化により、その役割や必要性が変化している可能性がございました。また、都市計画道路の予定地では、建築制限により地域の活性化が阻害されている懸念もございましたので、平成19年より、三重県都市計画道路の見直しガイドラインに基づき、必要性の検証や見直しを行ってまいりました。その結果、三重県決定の長島港線、賢島長島線、及び町決定の長島橋山本線、名倉長島橋線の4路線が見直しの対象となりました。

このことから、見直し確定案を作成して、紀北町都市計画審議会に諮問をいたしました。都市計画審議会からは、長期にわたり整備が行われていない4路線について、その必要性を検証した結果、いずれの路線も廃止すべきとの答申をいただきました。その後、法的な手続きを行いまして、平成23年1月18日には都市計画法の規定に基づき、都市計画変更告示及び縦覧を行い、紀伊長島都市計画道路の4路線を廃止いたしましたので、ここにご報告を申し

上げます。

以上の2件をご報告申し上げまして、3月定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

川端龍雄議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5

川端龍雄議長

次に、日程第5 町政の一般説明を行います。

尾上町長。

尾上壽一町長

本日ここに、平成23年度当初予算案及び諸議案を提案し、ご審議いただくにあたり、私の町政に対する所信の一端と予算案の概要を申し述べさせていただきます。

町長就任から、1年4カ月余りが経過いたしました。この間、議員の皆さま並びに町民の皆さまには、多大なる御理解と御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

私は「すべては住民目線で、すべては住民とともに」の基本方針のもと、現場に出向き対話を繰り返すことで、本町の課題の大きさを改めて痛感したところであり、引き続き、課題解決に向けて積極的かつ着実に取り組みたいと考えています。

2010年のわが国のGDPは、中国に追い抜かれ世界第3位となり、地球環境問題や、石油・レアアース・食料などの資源問題が深刻化するなど、地球規模で大きな変化が進展しつつあります。

一方、国内では、少子高齢化と人口減少の進行による活力の低下、国と地方を通じた債務残高の拡大、社会保障制度への国民の信頼喪失、関税撤廃を原則とする環太平洋パートナーシップ協定への参加の是非など、課題が山積しているところでございます。

国内の雇用・経済情勢については、一部に持ち直しの動きが見られるものの、景気は足踏み状態にあり、失業率が高水準にあるなど、厳しい状況にあり、海外経済の改善や各種の政策効果などを背景に景気の持ち直しが期待されるところでございます。

このような時こそ、政治のリーダーシップが求められるところでございますが、民主党政権においては、2011年度予算の関連法案の成立が危うい状況が続いております。さらに、三重県におきましても、今後4年間の県政運営を方向づける三重県知事選挙、三重県議会議員選挙が4月に実施されることとなっております。

このように県内外の今後の動向は予測困難であります。地域主権改革や高齢者医療制度などの中長期的な政策課題や国の経済対策の動向を注視するとともに、子ども手当の地方負担や一括交付金の配分方法など、町政運営に大きな影響を与える国の政策については、町村会とも連携しながら、的確に対応していきたいと考えております。

次に、今後の町政運営において特に留意することとして4点を挙げさせていただきます。

まず、1点目は、わが町の人口減少の進行です。平成22年の国勢調査の速報では、紀北町の人口が1万8,626人となりました。今後も、出生者数の減少や青年層の町外への流失が懸念されるところであり、子どもを生み育てやすいまちづくり、地域への経済効果を高め、雇用を創出する対策が今まで以上に強く求められております。

2点目は、近畿自動車道紀勢線の延伸への対応です。平成24年度末までの紀伊長島ICへの延伸等により、日常生活圏、観光・物流の動態は大きく変化することが確実です。観光地としての魅力アップにより集客を増加させ、六次産業の推進によって外貨を稼ぐなど、延伸によるプラス効果を高める戦略的な取り組みが重要と考えます。

3点目は、一体感のあるまちづくりの推進です。平成17年10月の紀北町誕生から5年が経過をいたしました。合併特例債などの合併支援策が平成27年度には終了し財政運営がより厳しくなることを十分認識しながら、積み残された課題の解決と一体感あるまちづくりに取り組みたいと考えております。

4点目は、希望の持てるまちづくりであります。希望は、厳しい現状、楽観できない情勢のなかであって、将来はもっと良くなってほしいという願いと前向きに取り組もうという意思が込められた言葉です。

私は、紀北町が将来にわたって、明るく元気なまち、住み続けたいまち、子どもたちに住んでほしいと思えるまちであり続けることができるよう、希望の持てるまちづくりを進めていきたいと考えております。

このような中、本町の平成23年度当初予算は、次の考え方を基本に編成したところであります。まずは、厳しい財政状況や、さまざま社会情勢の変化をしっかりと認識したうえで、将来にわたり財政の健全性を維持することを念頭に置きながら、住民目線に立った新たな課

題や住民ニーズへの対応に努めるとともに、本町の将来を見据えた重要な課題に取り組んでいくことといたしました。

その中でも特に、紀北町の未来を担う子どもたちを育むための支援策や教育環境の充実、町民の皆さまの生活の安全・安心を支える防災や福祉施策、健康・スポーツ振興への取り組み、地区集会所の建設など、暮らしを支える源泉となる地域活性化対策などに力を注いでおります。

また、国の平成22年度補正予算に対応し、地域活性化交付金として、きめ細かな交付金と住民生活に光をそそぐ交付金を活用した事業を平成22年度補正予算第5号に計上しております。平成22年度と同様に繰越して実施するものを含めた13カ月予算により、地区集会所等の改修、生活道路・下排水路や河川の整備、生涯学習施設の整備、小・中学校等の整備、学校図書館の整備など、町民の皆さまの生活に直接関連した事業を引き続き推進するものであります。

このような考えをもとに、予算編成を行った結果、本町の平成23年度一般会計当初予算の総額は92億 9,458万 1,000円で、前年度に比べ 1.9%の伸びとなりました。

また、平成22年度補正予算第5号で計上しております、きめ細かな交付金と住民生活に光をそそぐ交付金の事業費を加えた13カ月の予算ベースでの総額は94億 7,856万 6,000円となっております。

それでは、紀北町第1次総合計画の基本目標に基づき、重点的な施策についてを申し上げます。

基本目標1つ目の「自然と共生し、快適で安心してくらするまちづくり」についてですが、本町にとりまして、台風や大雨とともに心配なのは、近いうちに高い確率で発生すると言われております東海・東南海・南海地震と、これらの大地震による津波の襲来です。

そこで、平成23年度から5カ年の計画で、老朽化が著しい三浦と矢口浦の漁港海岸施設の海岸保全施設整備事業により、津波の発生や、台風時の高潮等に備えるべく、防潮堤の設置等を実施してまいります。

また、災害による被害を最小限に食い止めるためには、住民の危機意識を高揚し、自主防災組織の強化を図ることが重要であり、防災研修会、タウンウォッチングの開催、全町民を対象とした総合防災訓練を実施いたします。

さらに、災害時に安全に避難できるよう、夜間避難対策として、各種避難所等へソーラー発電による避難誘導灯を13箇所増設いたします。

消防業務では、火災から住民の生命、財産を守るため、防火水槽及び消火栓の整備や小型動力ポンプ付積載車の購入などを行い、消防力の強化に努めていきます。また、救急業務では、傷病者の救命率の向上のため、救急隊員のより高度な技術の習得をはじめ、医療関係機関との密接な協力体制の構築推進に努めていきます。

環境対策では、本町の恵まれた自然環境を継承していくために、環境の保全と資源の有効利用を図り、CO₂の削減など環境負荷の低減に積極的に取り組んでいきます。

そのため、ごみ減量に関する啓発活動としてイベントへの参加や研修・講座の実施、緑のカーテンの設置を行うとともに、資源ごみステーションの増設などにより、ごみの減量化やリサイクルの推進などに努め、資源循環型社会の構築をめざしていきます。

生活排水対策では、整備が遅れている合併処理浄化槽の普及促進に努め、引き続き設置への支援を行っていきます。

また、環境保全のため水質調査や大気環境調査を実施するとともに、廃棄物の不法投棄多発地点への看板の設置や環境パトロールの強化などを実施いたします。

港湾・海岸の整備では、引本港など伊勢湾台風後に整備された海岸堤防の老朽化対策が重要な課題となっていることから、早急に事業化されるよう関係機関への要望に努めます。また、高浜海岸の侵食と船津川・銚子川の河口閉塞についても関係機関に対応を求めます。

長島港では、呼崎・名倉海岸の堤防補強を行うため、基本設計業務が実施されます。さらに、樋門扉の電動自動化を拡充するよう関係機関に対応を求めます。

河川事業では、平成16年9月に甚大な被害を受けた、船津川の激甚災害対策特別緊急事業が、おおむね完了いたしました。引き続き、「県単河川改修事業」として、内頭樋門などの整備が行われます。また、紀伊長島区の赤羽川では、河川堤防補強のため、漏水対策の測量・設計業務が実施されます。

砂防事業では、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等を指定するため、平成22年度は紀伊長島区の長島地区で基礎調査が実施されましたが、平成23年度においても、引き続き、紀伊長島区の赤羽地区及び海山区の船津地区を対象に基礎調査が行われます。

土石流対策の施設整備では、海山区の「上里・火ノ谷川」「矢口浦・白越谷川」、及び「島勝浦・向井谷川」では、砂防堰堤等の施設工事が継続して実施されます。また、平成22年度に着手された「便ノ山・宇山地区」についても事業促進が図られます。

さらに、平成23年度から新たに紀伊長島区の「海野・楠谷川」で砂防事業が着手されます。急傾斜地崩壊対策では、一昨年6月に山腹の崩落災害が発生した、長島地区における事業

促進に努めます。

交通・通信体系の道路網整備では、近畿自動車道・紀勢線がいよいよ、平成23年度には、「尾鷲北 I C」から「海山 I C」間の 6.1kmが供用される予定であります。さらに、平成24年度には「紀伊長島 I C」の供用と、平成25年10月の伊勢神宮式年遷宮を目標に、熊野市の「大泊 I C」までの延伸に向け工事が進められております。なお、I Cにおきましては、仮称でございます。

このようなことから、国土交通省や中日本高速道路株式会社への積極的な事業協力に努め、高速道路事業の推進を図ります。

また、県の道路事業では、「国道 422号・紀伊長島インター線」、「矢口浦上里線」、及び「長島港古里線」の整備を引き続き推進いたします。

町の道路事業では、「過疎対事業債」や「きめ細かな交付金」を活用して、必要性や優先度を踏まえつつ、住民生活に密着した道路の改良や舗装など、きめ細かな整備を進めます。海山区では、引き続き「船津駅前線」、「小山山側線」、「船津小笠原 2 号線」の道路整備を行うとともに、「中新田 1 号線」などの舗装工事を行います。

また、紀伊長島区では「此ヶ野大橋」ほかの橋梁整備や「山本 5 号線」の道路整備を行うとともに、「中田 1 号線」などの舗装工事を行います。

県営・熊野灘臨海公園事業では、引き続き、海山区・大白公園「多目的広場」の整備促進に努めます。また、紀伊長島区では片上公園・マンボウの施設拡充が行われます。

次に、水道事業については、安全で良質な水を安定供給するために、水源の確保と保全を図っていく必要があります。水道水源保護条例につきましては、合併後も直ちに統一されず、旧町それぞれの条例で暫定施行してまいりましたが、平成22年 6 月に「紀北町水道水源保護条例」として一本化をいたしました。町民の生命及び健康を守り、安心して飲める水を確保するため、水質の汚濁を防止し、さらなる水源の確保と保全対策に取り組んでいきます。

また、本町の水道を取り巻く状況といたしまして、人口減少に伴う水道事業収益の減少による経営の悪化や老朽施設の更新、大地震対策としての施設の耐震化などの問題に直面をいたしております。このため平成23年度に紀北町水道事業基本計画を策定し、水道施設等の調査を行い、計画的に施設整備を進めるとともに、長期的な収支バランスの見通しを立てるなど、経営基盤の強化に努めていきます。

次に、「互いに支えあい、健康でいきいきと暮らせるまちづくり」についてであります。

子どもや家庭を取り巻く環境は厳しさを増すなか、少子化対策として「安心して子どもを

生み、健やかに育むまちづくり」の基本理念のもと、家庭と地域が子育てする力を高めていく環境づくりを推進していきます。

このため、地域における子育て支援として、保育所、子育て支援センターはもとより、平成22年度、新たに町内2カ所に設置されました放課後児童クラブなど子育ての環境サービスに対する支援を行っていきます。

また、乳幼児医療費の無料化につきましては、三重県の制度では通院、入院とも未就学児童までとなっておりますが、本町では、平成22年度から入院に限って、対象年齢を小学校6年生まで拡大したところであり、医療費負担の軽減を図るとともに、安心して出産ができるように、今後も公費による妊婦健康診査の負担軽減など、広く子育て支援に努めます。

高齢者対策では、町民の3人に1人が65歳以上の高齢者という現状を踏まえ、高齢者の安全や見守りなどに資する事業として、一人暮らし高齢者の緊急事態に対応するため、緊急通報装置の設置、日々の見守りも兼ねた配食サービス事業、寝たきり老人等福祉保健手当の支給などを継続するとともに、介護基盤整備として新たに民間が実施する地域密着型の認知症対応型グループホーム2カ所の整備に対する助成を実施いたします。

また、高齢者の健康対策といたしましては、要介護状態となるおそれの高い高齢者の早期発見、早期対応に努めるとともに、引き続き、各地域における高齢者の孤立化防止のための活動を支援する、「地域介護予防活動支援事業」の充実に努めます。

さらに、高齢者の方々が快適かつ安全に移動できる交通手段の確保が求められていることから、平成21年度に実施した町民アンケート調査などで要望のあった、買い物と通院ニーズに応えるため、公共交通の空白地におけるバスの試験運行を実施いたします。

平成23年度の試験運行では、2地域をモデル地区として、それぞれ週2日、1日3便を運行し、運行方法等を検証のうえ、平成24年度以降、運行地域をさらに広げ本格運行につなげていくものであります。

障がい者福祉施策では、重度の障がいを持つ方に対する医療費の助成、障害者自立支援法に基づく介護・訓練等給付事業を行うとともに、障がい者の方々が住み慣れた地域で、安心して生活ができるよう、相談支援、移動支援等を行う地域生活支援事業を充実いたします。じん臓機能障害による人工透析など、通院に要する経済的負担を軽減するための助成についても、引き続き実施をいたします。

町民の皆さまの健康づくり事業につきましては、平成21年度に立ち上げた「紀北町民ウォーキングの会」を中心として、さらに会員登録を促すとともに、ウォーキングコースへの看

板設置やのぼりを立てることによりコースの周知を図り、ウォーキング教室等のイベントを開催するなど、ウォーキングの定着を推進いたします。

さらには、平成21年度紀北町のオリジナル健康体操として作成した「きほく活活体操」も、いろいろな機会をとらえて周知・活用を図り、より多くの住民が健康づくりに取り組んでもらえるよう働きかけていきます。

次に、予防接種事業につきましては、将来を担う子どもたちの疾病予防対策として、従来の接種事業に加え、子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンの接種を、平成22年度に引き続き実施をいたします。

また、各種がん検診事業では、子宮がん検診、乳がん検診が毎年受診できるように復活するとともに、受診率の向上を目的に、「働く世代への大腸がん検診事業」や、「女性特有のがん検診事業」を実施します。さらに休日の検診実施を続けるとともに、国民健康保険で行っております脳ドック検診につきましても、平成22年度に引き続き受診対象者を60名にして実施いたします。

次に、「地域の資源を生かし、活力と魅力あふれるまちづくり」についてであります。

農業振興施策では、県営中山間総合整備事業等を中心に、農業生産基盤整備として、農業用水路や揚水機の改修を行うとともに、安定的な利水ができるよう施設の維持管理に努めます。

また、農地円滑化事業や緊急雇用創出事業等により、農業施設の維持管理、生産農家における農地の利用状況、耕作状況、獣害被害の状況把握に努め、その対策を検討していきます。

林業振興施策では、森林整備地域活動支援交付事業・造林事業・森林環境創造事業などにより適正な森林の管理を促進し、持続的な生産のための「生産林」とCO₂の吸収による地球環境の保全など、森林の有する多面的機能を重視した「環境林」の公益的機能の向上を図ります。

また、木造住宅新築奨励金交付事業により、地元製材の振興を図っていきます。

有害鳥獣対策では、猟友会の協力によりニホンザル・イノシシ・ニホンジカなどの捕獲、駆除や獣害防止用に係る資材費用に対する補助等の対策を実施しておりますが、獣害被害は増加の傾向にありますので、今後も地域住民の方々や農林業関係者、また、県と協議し、鳥獣害防止総合対策事業を推進し獣害対策の充実を図ります。

水産業振興施策では、種苗の放流や藻場等の調査、漁業近代化利子補給事業、漁協合併に伴う支援、外国人漁業研修生受入対策事業、漁業担い手対策事業、漁港の維持管理事業など

を実施し、漁業生産基盤の整備及び水産資源の増殖に努めることにより、水産業の振興を図ってまいります。

商工振興施策では、紀北町商工会と連携し地域の商工業振興に向け、引き続き中小企業指導育成事業による支援を行っていきます。また、「年末きいながしま港市」への支援、紀北町の主要な物産である、農林水産物、その加工品などを含めた各種物産のブランド化を進めることにより地場産業の育成を図っていきます。

雇用情勢が、全国的に大変厳しい状況にある中、雇用の安定を図ることは、暮らしを支える基本でありますことから、平成22年度に引き続き、ふるさと雇用再生特別交付金、緊急雇用創出事業臨時交付金を活用して25名の雇用を創出するなど、雇用情勢の改善に努めます。

観光振興施策では、地域の誇れる資源である海、山、川、熊野古道、地域の伝統文化を最大限に活用した魅力ある体験メニューなどの提供を行っていくとともに、農林水産物やその加工品などの地域資源と宿泊なども組み合わせた六次産業の振興に向け取り組んでいきます。

地域の魅力を活かす観点から、銚子川周辺地域の更なる活性化と町民の福祉・健康の増進を目的に、銚子川流域を「自然と健康ゾーン」と位置付けているところであり、平成23年度は、町民の方々とともに地域資源の活用と温浴施設等の整備について検討を進めます。

また、高速道路延伸に伴い中部圏・関西圏との時間距離が大幅に短縮されることから、町にとっては多くの人たちを呼び込む絶好のチャンスであります。紀北町商工会、紀北町観光協会、民間事業者の方々と協働しながら、紀北町全体のブランド価値が高まるよう、紀北町の魅力を最大限に発信していきます。

紀伊長島IC～海山IC間に計画されている三浦道路休憩施設についても、情報発信や産業振興、また防災対策上重要な役割を担う施設となり得る施設として期待されることから引き続き関係機関と連携のもと、防災施設・物産販売施設等の整備について検討していきます。

さらに、団塊世代の定年退職者やU・1・Jターン希望者に空き家情報を提供し、町内への定住を促進するため、「空き家調査事業」を引き続き実施し、情報発信します。また、町内で働く方々に、紀北町の町おこしリーダーとなっていただくために、先進地の方々から直接話を聞くなど、新しい世界に触れ新鮮な刺激を受ける機会を提供する「紀北町まちおこしリーダー育成事業」も実施いたします。

このように、高速道路延伸等に伴う社会状況の変化や多様化する住民ニーズに、よりの確に対応できる体制を構築し、第一次産業や商工観光業の振興をこれまで以上に推進するため、

行政組織の一部を見直し、現行の「産業振興課」を「農林水産課」と「商工観光課」に分割することにより、地域経済の活性化に努めてまいります。

次に、「豊かな心を育み、人と文化が輝くまちづくり」についてであります。

学校教育では、基礎学力の充実と個性の伸長を図りながら子どもたちにとって安全で安心な学校環境を整えることが求められています。

喫緊の課題である学校施設の耐震化につきましては、「紀北町学校施設耐震整備計画」に基づき、耐震化を順次進めてきており、紀北中学校の改築が終了すると、すべての学校施設耐震整備が完了することになります。

紀北中学校につきましては、旧校舎の解体を経て、平成23年度、24年度の2カ年をかけて改築を行ってまいります。その間、旧尾鷲高等学校長島分校を仮校舎として引き続き利用することにより、生徒の安全確保に努めてまいります。

また、地域活性化交付金を活用して、各小中学校の修繕整備を実施するとともに、児童生徒の知識向上と豊かな情操教育に資するために、学校図書を充実し、より良い教育環境の整備に努めます。

さらに、すべての児童・生徒それぞれに、個人の尊厳が重んじられ、障がいのある子どもと、ない子どもがともに学び、ともに理解するために、同じ教室で教育を受けることのできる環境をめざし、介助教員の増員、配置を引き続き行うなど、さらに支援に努めます。

生涯学習では公民館を利用して、子どもから高齢者まで楽しめるコンサートや演劇を開催し、各種の生涯学習講座を実施するなど、町民の学習機会の充実に努めるとともに、町文化協会への支援をととして文化活動の振興にも努めます。また、町内の図書室の蔵書を検索できるシステムを電子化し、図書の貸出や返却、管理の利便性を図ってまいります。

本町には国や県・町指定など88件の文化財があり、町文化財調査委員会では後世に引き継ぐ重要な文化遺産の調査や研究、保存活動を続けており、平成23年度には両区をまとめた仮称ではありますが、「紀北町の文化財」を発刊いたします。

スポーツは参加する人の体を鍛えチームワークも育てます。地域社会の共通の話題として皆が楽しみ、応援し、感動することは地域の活力にもなることから、スポーツ振興、スポーツ交流については、より一層、総合的に推進をいたします。

スポーツ交流事業では、大会用のスポーツ用具等を整備するほか、町外のチームを招いて開催される交流大会経費の一部を助成し、競技力の向上とスポーツクラブの活性化をめざします。また、紀伊長島区の赤羽公園では、野球場の「防球ネット」を設置するとともに、海

山体育館の床改修を実施します。さらに、平成24年度には同体育館の耐震補強工事を実施すべく、そのための実施設計にも着手するなど、施設の整備、拡充にも努めていきます。

総合型スポーツクラブ事業では、スポーツは苦手だが、体力づくりや健康づくりに励みたい方を対象に、本年2月に「紀北健康スポーツクラブ」としての組織を立ち上げております。特に高齢者が主体となり普及しておりますグラウンドゴルフを、もっと多くの高齢者の皆さんに楽しんでいただき、健康づくりと生きがいづくりの場となるよう、積極的に推進いたします。また年間を通したストレッチ体操など、5種類の健康づくり運動の講座を実施します。

なお、引き続き全国大会や東海大会に出場するための経費補助、各種スポーツ大会の開催、町体育協会への助成などを実施し活動を支援してまいります。

次に、「自立をめざし、住民と行政がともに歩むまちづくり」についてであります。

国の「地域主権改革」の推進により、平成23年度には都道府県を対象に地域自主戦略交付金として、投資補助金の一括交付金化が実施されることになっておりますが、詳細については、いまだ不透明な部分が多く、地方財政は依然として厳しい財政が続いております。

このため、引き続き財源の確保を図るとともに、事務事業の見直しなど、徹底した経費の節減と創意工夫による財政の健全化を図ってまいります。

特に、地方交付税につきましては、合併後の算定替えが平成27年度で終了し、平成28年度から5年間で段階的にではありますが約5億円が縮減されていくことから、それらを想定したうえでの行財政運営を図っていく必要があります。また、起債の借入につきましても、合併特例事業債や過疎対策事業債といった有利な条件の起債であっても、将来の財政負担を十分に考慮し計画的に活用を図るなど、引き続き行財政改革を推進し、持続的に自立できる町づくりに努める所存であります。

これまでの行財政改革の成果といたしましては、人件費におきましては、定員適正化計画に基づく職員の削減、地方債におきましては、新規起債借り入れ額の抑制や過疎対策事業債、合併特例事業債など普通交付税措置がある有利な起債の借り入れ、また、普通交付税で措置されない地方債の繰上げ償還の実施などによりまして、将来負担の軽減に努めてきたところであり、この結果、地方債残高は、平成23年度末で約122億5,000万円となる見込みであり、一方、基金残高は、約39億1,000万円になる見込みであります。

さて、平成23年度は、町行政のすべての施策の基本となる紀北町第1次総合計画の後期基本計画の策定を予定しております。

現在進行中の前期基本計画は、平成19年度から平成23年度までの計画であります。平成

23年度新たに平成24年度から平成28年度までの後期基本計画の策定を行います。基本構想における将来像「自然の鼓動を聞き みなが集い、にぎわう やすらぎのあるまち」の実現をめざし、町民の方々とともに新たな行政課題に対応すべく、基本計画の見直しを行い、魅力ある紀北町の実現に向けて更なる飛躍をめざすものであります。

また、本庁舎移転につきましては、平成25年1月に「尾鷲高等学校長島分校跡地」へ移転すべく、平成22年度において用地の購入を行いました。平成23年度当初予算におきまして庁舎の改修にかかる実施設計のための経費を計上しており、平成24年度には改修工事を行う準備を進めております。

最後に、産廃訴訟に係る損害賠償請求事件についてであります。本件は、紀北町にとりまして最重要課題の1つであり、解決しなければならない問題であると認識いたしております。

このことから、平成22年1月8日に「損害賠償請求事件対策チーム」を設置し、訴訟代理人である弁護士と連携を図りながら、裁判に関する疑問点や問題点を整理し、勉強を進めていくとともに、情報収集や情報提供のあり方等についての検討を進めてきました。

その成果としまして、平成22年8月2日に紀北町Webサイトで裁判の経緯や町の主張等を住民の方々に見ていただけるようにしております。

今後も、これらの取組みとあわせ、訴訟代理人である弁護士の方々とも十分協議を重ねながら、勝訴に向け最善を尽くしていきたいと考えております。

以上、紀北町第1次総合計画の基本目標に基づき、重点的な施策について申し上げました。その他にも関係各位の皆さんからたくさんの要望がありますが、限られた予算の中で充分配慮しながら「最小の経費で最大の効果をあげること」を念頭に置き、町政の推進に最善の努力をし、この町に住んでよかったと思えるような町づくりを実現していきたいと考えております。

常に町民の皆さまの視点に立ち、町民の皆さまの声と願いを行政に反映させてまいり所存でありますので、今後とも、議員の皆さまのご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。私の所信の表明を終わらせていただきます。

ご静聴ありがとうございました。

川端龍雄議長

以上で、町政の一般説明を終わります。

日程第 6

川端龍雄議長

日程第 6 発議第 1 号については、議会運営委員会からの提出議案であるため、会議規則第39条第 2 項の規定により、委員会に付託しないで、直ちに本会議において審議することいたします。

日程第 6 発議第 1 号 庁舎建設等調査特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。

提案者より提案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 平野倅規君。

議会運営委員長 平野倅規議員

発議第 1 号

平成23年 3 月 3 日

紀北町議会議長 川 端 龍 雄 様

議会運営委員長 平野倅規

庁舎建設等調査特別委員会設置に関する決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第 3 項の規定により提出します。

提案理由

合併に伴う庁舎の分散による住民サービスの現状分析を行い、総合支所の機能のあり方をはじめこれらの諸課題に対し、住民に対する利便性及びサービスの向上と行政の効率化を図り、また町の中核施設として組織の横断的連携や他の公共施設等との業務連携基盤の充実を講ずる上でも、総合的に調査研究を行う必要があるため、設置するものである。これが議案の提案理由であります。

庁舎建設等調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり庁舎建設等調査特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 庁舎建設等調査特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第110条条及び委員会条例第 6 条
3. 日 的
 - 1) 新庁舎の建設に関する事項
 - 2) 現庁舎・総合支所機能のあり方に関する事項

- 3) 公共施設の利活用に関する事項
- 4) 上記事項の予算に関すること
- 4. 委員の定数 17人（議長を除く）
- 5. 調査期限 事件の審査や調査が終了するまで閉会中もなお継続して調査を行うことができる。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

川端龍雄議長

以上で、提案の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

発議第1号について、議会運営委員長から提出された庁舎建設等調査特別委員会の設置に関する決議のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、議会運営委員長から提出されました庁舎建設等調査特別委員会の設置に関する決議については、可決とすることに決定しました。

ここで、正副委員長の互選を行います。正副委員長が共にいませんので、委員会の招集

については委員会条例第10条の規定により、議長が招集することにいたします。委員長の互選にあたっては、年長の委員でもって運営してください。なお、委員長が決まりましたら、委員長招集の委員会に切り替えていただき、委員長でもって副委員長の互選を行っていただくようお願いいたします。

川端龍雄議長

それでは、正副委員長の互選のため、ここで11時まで暫時休憩いたします。

(午前 10時 38分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 02分)

川端龍雄議長

それでは、正副委員長の互選結果について報告いたします。

委員長に、 中本 衛君

副委員長に、平野隆久君が就任されました。

以上で、日程第6 発議第1号についての審議を終了します。

日程第7～日程第21

川端龍雄議長

お諮りします。

日程第7 議案第1号から、日程第27 議案第21号までの21件の議案については、提案者から提案理由の説明を求めるため、一括して説明を求めることにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、議案21件については、一括して提案理由並びに内容説明を求めることに決定しました。

それではまず、提案者から一括して提案理由の説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会定例会に上程いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号 紀北町住民生活に光をそそぐ基金条例であります。昨年10月8日に閣議決定された「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」の趣旨に沿い、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野である、知の地域づくりなどに対する取り組みの強化を図るために、住民生活に光をそそぐ交付金による基金を設置する必要が生じたので、本条例を制定するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第2号 紀北町暴力団排除条例につきましては、昨年10月18日に三重県議会におきまして三重県暴力団排除条例が可決され、本年4月1日から施行されることとなっておりますが、社会対暴力団の構図を構築していくためには、三重県と連携の下、県内すべての市町が地域の実情に応じた暴力団排除のための施策を推進していく必要があります。紀北町におきましても、その趣旨に則り、暴力団排除に関する基本理念を定め、さまざまな施策等を推進していくことにより町民の安全で平穏な生活を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与しようとするものであり、本条例を制定するにあたり、議会の議決を求めるものであります。

議案第3号 紀北町行政組織条例の一部を改正する条例であります。紀北町の基幹産業である農林水産業等の第一次産業の振興を図るとともに、高速道路の延伸等に伴う社会状況

の変化や多様化する住民ニーズに対応できる体制を構築し、地域経済の活性化を図るため、産業振興課を農林水産課と商工観光課に分割するにあたり、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第4号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例であります。地方公務員の非常勤職員について、民間との均衡も考慮し、また、仕事と育児の両立を図る観点から地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正され、非常勤職員においても育児休業及び部分休業を請求することができるよう規定されたことから、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第5号 紀北町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例であります。現在、農業委員については、本条例により一般職の職員の旅費支給の例によるものとされ、紀北町職員等の旅費に関する条例第4条の「町内の旅費は支給しない」の規定を準用しております。しかしながら、農業委員会等に関する法律第18条では、報酬のほかにも職務を行うために要する費用を弁償しなければならないと規定されていることから、この法律に基づき支給しようとするに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第6号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例につきましては、昭和37年に地元青年団によって建設され、長い間、大原地区の集会所として使用されてきた建物の老朽化に伴い、平成21年度の繰越事業で、新たに紀北町大原集会所として紀伊長島区大原 184番地1に建設していますが、本年4月1日に供用を開始するにあたり、本条例に紀北町大原集会所を追加する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第7号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、厳しい経済情勢が続く中、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令等が制定されたことに伴い、暫定的に引き上げていた出産育児一時金の支給額を恒久化するとともに、中間所得者層の負担に配慮し、基礎賦課限度額の引き上げ等を行うにあたり、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第8号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例であります。議案第2号で上程させていただきました紀北町暴力団排除条例の制定と関連し、紀北町立教育集会所条例の使用許可の条項に「公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるときは使用を許可しない」との規定がありませんでしたので、新たに加えようとするものであり、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第9号 紀北町立公民館条例の一部を改正する条例であります。本条例第2条の公民館の名称及び位置につきまして、担当課で確認いたしましたところ、位置表記に誤り等があることが発覚し、本条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第10号 紀北町道の路線変更についてであります。平成22年3月23日に、紀北町共同作業場が廃止され、その敷地が民有地となったことに伴い、旧紀北町共同作業場へ通じる「町道加田1号線」の一部につきましては、一般交通の用に供する必要性がなくなったことから、「町道加田1号線」の終点を変更する必要性が生じたので、議会の議決を求めるものであります。

議案第11号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第5号）であります。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,958万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ102億7,857万4,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであり、平成22年度に実施してきた各事業の精算によるものと、国の補正予算による地域活性化交付金を活用した事業等を計上しております。

また、国の地域活性化交付金のうち、きめ細かな交付金については町道等の改修やその他公共施設の修繕事業などに、住民生活に光をそそぐ交付金については、学校図書を購入するほか、町内図書室の機能充実を図るための事業の財源として基金へ積み立てを行います。

なお、きめ細かな交付金事業と学校図書購入事業は、繰越明許費により翌年度に繰り越して実施することから、実質的には平成23年度当初予算と連携した13カ月予算となっております。

主なものといたしましては、歳入予算では、町税では、個人町民税滞納繰越分等で3,766万6,000円の増、地方交付税が普通交付税の再算定により4,837万2,000円の増、国庫支出金では、子ども手当等負担金1億1,203万2,000円の減のほか、きめ細かな交付金等が1億4,511万8,000円の増等で、差し引き8,525万9,000円の増、財産収入が町有林支障木伐採代金等で1,660万4,000円の増、町債が小学校施設耐震補強事業債等で2億2,400万円の減であります。

一方、歳出予算では、総務費が基金管理事業等で9,697万4,000円の増、民生費が子ども手当等支給事業等で1億1,026万9,000円の減、土木費が建設関係のきめ細かな交付金事業等で7,652万7,000円の増、教育費が小学校施設耐震補強事業等で8,595万3,000円の減であります。

議案第12号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）であります
が、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,041万 1,000円を追加し、歳入歳出予算の総
額をそれぞれ27億 4,401万 4,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

主なものといたしましては、歳入予算では、国庫支出金が療養給付費等負担金等で 4,095
万 4,000円の増、療養給付費交付金が 1,784万 6,000円の増、繰入金では、一般会計からの
繰入金が 1,493万 2,000円の増、財政調整基金繰入金が 4,385万 4,000円の減で、差し引き
2,892万 2,000円の減であります。

一方、歳出予算では、総務費が三重県国民健康保険団体連合会負担金等で 221万 4,000円
の増、保険給付費が、一般被保険者療養給付費等で 2,817万 1,000円の増、共同事業拠出金
では、高額医療費共同事業にかかる拠出金が 473万 8,000円の増、保険財政共同安定化事業
にかかる拠出金が 2,242万 3,000円の減等で、差し引き 1,768万 5,000円の減となるほか、
財源内訳の更正であります。

議案第13号 平成22年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第2号）であります
が、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 258万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ
303万 2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

内訳といたしましては、歳入予算では、支払基金交付金が、医療費交付金 124万 2,000円
の減、国庫支出金及び県支出金の医療費負担金が計 103万 6,000円の減となったほか、繰入
金では、一般会計繰入金30万 2,000円の減であります。

一方、歳出予算では、総務費が、事業委託料9万 3,000円の減、医療諸費が、医療給付費
等で 248万 7,000円の減であります。

議案第14号 平成22年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります
が、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,149万 6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額
をそれぞれ4億 7,258万 8,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

内訳といたしましては、歳入予算では、後期高齢者医療保険料が 2,384万 1,000円の減、
繰入金では、一般会計繰入金が 765万 5,000円の減であります。

一方、歳出予算では、総務費が、職員人件費で11万 7,000円の減、後期高齢者医療広域連
合納付金が 3,137万 9,000円の減であります。

議案第15号 平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）であります
が、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 407万 8,000円を減額し、歳入歳出予算の総
額をそれぞれ2億 531万 2,000円といたしたいので、議会の議決を求めるものであります。

内訳といたしましては、歳入予算では、サービス収入が居宅及び施設介護サービス費収入、歳出予算では、総務費が職員人件費等でそれぞれ 407万 8,000円の減となっております。

議案第16号 平成22年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）であります。収益的支出につきましては、水道事業費用 347万 5,000円を増額し、総額を3億 9,896万 8,000円にしようとするものであります。

資本的収入及び支出につきましては、収入として資本的収入1億 2,563万 4,000円を減額し、総額を1億 222万 7,000円に、支出では資本的支出1億 3,603万 8,000円を減額し、総額を2億 6,400万 9,000円にしようとするものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億 6,178万 2,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

主な内訳といたしましては、収益的支出が、消費税納付額 423万 6,000円の増のほか、職員人件費87万 7,000円の減等で 347万 5,000円の増であります。

また、資本的収入が、簡易水道施設整備費補助金 2,963万 4,000円の減、企業債では、簡易水道事業債及び過疎対策事業債で 9,520万円の減等であり、資本的支出では、古里・道瀬簡易水道統合整備事業等の実施設計にかかる委託料が 787万 4,000円の減、同事業等の工事請負費が1億 2,816万 4,000円の減であります。

議案第17号 平成23年度紀北町一般会計予算であります。予算総額は、歳入歳出ともに92億 9,458万 1,000円で、社会保障費関係を含む他会計への繰出金や住民情報関係の電算システムの更新、さらには施設の維持補修費の増加等により前年度比 1.9%の増となっております。2年ぶりに財政調整基金を取り崩し財源の確保を行うなど、大変厳しい予算編成となっております。

主なものといたしましては、歳入予算では、町税では、法人町民税で増額が見込まれるものの、個人所得の減少による個人町民税の減少や町たばこ税の大幅な減少が見込まれることから15億 137万 8,000円で前年度比 2.9%の減となり、予算全体での構成比としては16.2%であります。

地方交付税では、国勢調査による人口減少の影響を勘案しつつ、臨時財政対策債からの振り替わりを含め39億円で対前年度比11.4%の増となっております。

町債につきましては、臨時財政対策債の減少に加え、小学校施設耐震補強事業、庁舎用地購入事業等の事業費の減少等から13億 7,900万円となり、対前年度比20.9%の減となっております。

一方、歳出予算では、総務費で本庁舎移転推進事業として実施設計費 700万円、志子奥地区集会所建設事業として 4,091万 5,000円のほか、地方バス運行対策事業 2,605万円の中には、公共交通の空白地域への対応のためバス試験運行に 530万 5,000円が含まれております。

また、土木費では、赤羽公園野球場防球ネット設置事業で 986万 6,000円、教育費では、紀北中学校改築事業に 7億 3,824万 9,000円を計上しております。

議案第18号 平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算であります。予算総額は、歳入歳出ともに26億 5,277万 6,000円で医療費の伸び等により前年度比 9.3%の増となっております。

主なものといたしましては、歳入予算では、国民健康保険料が 4億 6,936万 2,000円で、前年度比 2.0%の増で、予算全体の構成比が17.7%となっているほか、国庫支出金が 6億8,256万 5,000円、前期高齢者交付金は 6億 6,941万 8,000円となっており、この2つは予算全体の50%以上を占めております。

そのほか療養給付費交付金が 2億 276万 9,000円、県支出金が 1億 2,169万 5,000円、共同事業交付金 3億97万 8,000円、繰入金 1億 9,486万 4,000円等で構成されております。

一方、歳出予算では、総務費で職員人件費等 4,696万 2,000円、保険給付費では、療養諸費として16億 5,867万 4,000円、高額療養費として 2億 2,960万 4,000円、出産育児諸費として 630万 4,000円、葬祭諸費としては 300万円等で保険給付費合計では18億 9,758万 2,000円であります。

その他、後期高齢者支援金等が 2億 6,302万 2,000円、介護納付金 1億 168万 5,000円、共同事業拠入金 3億97万 9,000円等であります。

議案第19号 平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算であります。予算総額は歳入歳出ともに4億 8,372万 3,000円で前年度比 4%の減となっております。

主なものといたしましては、歳入予算では、後期高齢者医療保険料が 1億 2,557万 9,000円で、前年度比16%の減で、予算全体での構成比が26%となっております。

また、繰入金が、保険基盤安定繰入金を含め、一般会計から 3億 5,764万 3,000円であり、予算全体での構成比といたしましては73.9%となっております。

一方、歳出予算では、総務費が職員人件費等で 1,164万 1,000円、後期高齢者医療広域連合納付金が 4億 7,158万 2,000円で、予算全体の97.5%を占めております。

議案第20号 平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計予算であります。予算総額は、歳入歳出ともに 1億 9,487万 3,000円で、前年度比 1.1%の減となっております。

主なものとしたしましては、歳入予算では、サービス収入が1億7,106万4,000円で、予算総額に対し87.8%の構成比となり、その他、繰入金、諸収入等で構成されております。

一方、歳出予算では、総務費と職員人件費や老人ホーム管理運営事業費等で1億8,643万1,000円のほか、サービス事業費839万8,000円等であります。

議案第21号 平成23年度紀北町水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出につきましては、収入では営業収益及び営業外収益等で4億327万円、支出では営業費用及び営業外費用等で3億6,877万4,000円あります。

また、資本的収入及び支出におきましては、収入では補助金等で1億1,789万9,000円、支出では建設改良費及び企業債償還金で2億7,842万1,000円あります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,052万2,000円は当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

以上、21件の議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当に説明をいたさせます。何とぞ慎重審議のうえ、ご可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

川端龍雄議長

続いて、議案の内容説明を求めます。

議案第1号についての内容説明を求めます。

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

それでは、議案第1号の説明をさせていただきます。

議案書1ページをご覧ください。

議案第1号

紀北町住民生活に光をそそぐ基金条例

紀北町住民生活に光をそそぐ基金条例を別紙のとおり制定する。

平成23年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野に対する取組の強化を図るため、住民生活に光をそそぐ交付金による基金を設置する必要があるためであります。

2 ページをご覧ください。

紀北町住民生活に光をそそぐ基金条例

(設置) 第1条をご覧ください。これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった「知の地域づくり等」に対する取組の強化を図るため、紀北町住民生活に光をそそぐ基金(以下「基金」という。)を設置するとしております。

本基金は、平成22年度国の補正予算により創設された地域活性化交付金である住民生活に光をそそぐ交付金の交付を受け、その交付金を原資として積み立てる基金でございます。

第1条では、交付金の趣旨に沿った取組みのために設置することを定めており、その中の「知の地域づくり等」と申しますのは、知識、知力の向上のための地域の拠点づくりに対する取組みを指すものでありまして、町民図書室等の整備充実を図るために活用することで、国の承認をいただいております。

第2条(積立て)から、第6条(委任)までは、他の基金条例の内容と同様でございます。

なお、附則の2項で、この条例は、平成25年3月31日限りで、その効力を失う。この場合において、基金に残余財産があるときは、当該残余財産の額に相当する金額を予算に計上して、国庫に納付するものとするところとありますのは、この基金を取り崩して実施する事業は、平成23年度から24年度の2カ年となっておりますので、事業実施年度終了時に基金に残があれば返還することとなりますので、その旨を規定したものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

川端龍雄議長

次に、議案第2号についての内容説明を求めます。

五味危機管理課長。

五味啓危機管理課長

議案第2号の内容について、ご説明をいたします。

議案書の3ページをご覧ください。

議案第2号

紀北町暴力団排除条例

紀北町暴力団排除条例を別紙のとおり制定する。

平成23年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

三重県において「暴力団排除条例」が制定され、「社会対暴力団」の構図を明確化し県下全体で暴力団の排除を目指すためには、三重県と連携の下、県内すべての市町が地域の実情に応じた暴力団排除のための施策を推進していく必要があります、紀北町としても暴力団排除に関する施策等を定める必要があるためでございます。

まず、三重県暴力団排除条例及び紀北町暴力団排除条例の概要について、ご説明をいたします。本条例につきましては、大きく2つの柱がございます。

1点目といたしましては、人の遮断であります。青少年の健全な育成を図るため、青少年に対する学校教育等の推進、青少年を暴力団事務所に立ち入らせることの禁止等を規定しております。

次に、2点目といたしまして、金、資金源の遮断であります。暴力団への利益供与の禁止規定が盛り込まれております。また、三重県独自の施策として特定事業者における取り組みとして、みかじめ料等の拒否対策の推進、旅館等における襲名披露等や資金源対策の推進の取り組みがなされます。

以上のことから、本町といたしましても、三重県と連携のもと、暴力団排除に関する施策等を定める必要があるため、議案上程させていただいたものであります。

それでは、暴力団排除条例の条文について、順を追ってご説明いたします。

4ページをご覧ください。

第1条は（目的）であります。この条例は、紀北町からの暴力団排除に関する基本理念を定め、町並びに町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団排除に関する施策等を定めることにより、暴力団排除を推進し、もって町民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とすると規定しております。

第2条では（定義）を規定しております。

第3条は（基本理念）として、暴力団排除について社会全体で認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、町、町民及び事業者、関係行政機関並びに関係団体による相互の連携及び協力の下に推進しなければならないと規定しております。

第4条は（町の責務）、第5条では（町民及び事業者の責務）を、それぞれ規定をしております。

次に5ページをご覧ください。

第6条では町の（推進体制の整備）の規定、第7条では（不当要求行為等に対する措置）

の規定。

第8条は（町の事務及び事業における措置）として、公共工事等で暴力団等に密接な関係を有する者が、町が実施する入札に参加させないなどを規定し、第9条は、町の（公の施設の利用における制限）を規定し、第10条では（町民及び事業者に対する支援等）を規定しております。

次に、6ページをご覧ください。

第11条では（青少年に対する教育等）、第12条では（利益供与の禁止）、第13条では（暴力団の威力を利用することの禁止）を規定しております。

最後に、附則といたしまして、この条例は、平成23年4月1日から施行すると規定しております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

川端龍雄議長

次に、議案第3号と第4号の2件についての内容説明を求めます。

中場総務課長。

中場幹総務課長

それでは、紀北町行政組織条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案書の7ページをお願いいたします。

議案第3号

紀北町行政組織条例の一部を改正する条例

紀北町行政組織条例（平成17年紀北町条例第9号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成23年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

産業振興課を農林水産課と商工観光課に分割し、高速道路延伸等に伴う社会状況の変化や多様化する住民ニーズに、よりの確に対応できる体制を構築し、地域経済の活性化を図るに当たり、本条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

改正の内容につきましては、8ページをお願いいたします。

8ページにつきましては改正文でございます。改正の内容につきましては9ページの新旧対照表で、ご説明をさせていただきます。

新旧対照表の右側が旧条例、左側が新条例であります。また、下線部分につきましては、今回、改正しようとする部分でございます。

まず、第1条の（課の設置）では、これまでの産業振興課を、農林水産課、商工観光課とするものでございます。

第2条は、このことによりまして、これまで産業振興課の事務分掌としていた（1）農業の振興に関することから、（11）観光資源の保全に関するもののうち、（1）農業の振興に関することから、（7）の水産関係施設に関するまでを農林水産課。（8）商工業の振興に関することから、（11）観光資源の保全に関するものを商工観光課に事務分掌を分割するものでございます。

また、附則では、第1項で、施行期日を平成23年4月1日からとし、第2項におきまして、紀北町山林委員会設置条例第8条中に、山林委員会の事務は「産業振興課で処理する」と規定されていることから、今回の改正にあわせまして、その条文の中の「産業振興課」を「農林水産課」に一部改正するものでございます。

中場幹総務課長

続きまして、紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をさせていただきます。

議案書の10ページをお願いいたします。

議案第4号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町職員の育児休業等に関する条例（平成17年紀北町条例第29号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成23年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

地方公務員の育児休業に関する法律の一部改正により、非常勤職員についても育児休業及び部分休業を請求することができるよう規定されたことから、本条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

議案書の11ページから13ページまでは改正文でございますので、改正内容につきましては、14ページから17ページの新旧対照表で、ご説明をさせていただきます。

同じく新旧対照表の右が旧条例で、左が新条例でございます。また、下線部分につきましては、今回改正しようとする部分でございます。

今回の改正につきましては、地方公務員の育児休業法に関する法律の一部が改正され、本年4月1日から施行されることに伴い、本条例を改正するものでございます。これまで育児休業の取得ができなかった非常勤職員、当町の該当では嘱託職員でございますが、も取得が可能とするものでございまして、取得期間につきましては、基本的には1年以内でございます。取得条件により最長1年6カ月の取得も可能とするもので、また、育児を行うための部分休業も取得可能とするものでございます。

第2条でございますが、第2条は育児休業することができない職員を定めております。これまで育児休業法第2条第1項の規定により、非常勤職員は育児休業することができないと規定されておりましたが、第3号を追加することより、取得を可能とするもので、第3号のアの（ア）では、引き続き在職期間が1年以上である非常勤職員、（イ）では、養育する子が1歳に達する日を越えて、引き続き在職することが見込まれる非常勤職員、（ウ）では、勤務日の日数を規則で定める非常勤職員とし、規則において人事院の定めと同様に1週間の勤務日が3日以上、又は1年の勤務日数が121日以上の場合に該当する非常勤職員とし規定し、育児休業を取得することができる職員といたしております。

また、イでは、次条第2条の2第3号でございますが、に掲げる非常勤職員で、1歳から1歳6カ月に達するまでの育児休業をできる規定でございまして、非常勤職員、又は配偶者が1歳到達日において育児休業していること、かつ規則で定める保育所に入所したいが、入所できない等の条件に該当する場合。

ウでは、任期の末日を育児休業の期間の末日とする。育児休業をしている非常勤職員が、任期の更新、又は採用によりまして同じ任命権者に引き続き任用される場合で、その初日から引き続いて育児休業を取得しようとするものは、育児休業を取得することができる職員としております。

次に、現行条例の第2条の2を第2条の3とし、第2条の2を追加いたします。

第2条の2の追加では、地方公務員の育児休業に関する法律第2条第1項の規定により、本条項内に条例に定める日を紀北町職員の育児休業等に関する条例で定めるものでございます。第1号において、原則1歳到達日とし、第2号において、配偶者が養育する子の1歳到達前に育児休業を取得している場合で、その後、非常勤職員が育児休業を取得する場合は、養育する子が1歳2カ月に達するまで。第3号においては、非常勤職員又は配偶者が1歳到達日において育児休業をしていること、かつ規則で定める場合に該当する場合とし、規則において保育所に入所したいが入所できない等の条件に該当する場合においては、1歳6カ月

まで育児休業の取得を可能とするものでございます。

次に、第3条は地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項、ただし書きの条例で定める特別の事情を紀北町職員の育児休業等に関する条例で定めるものであり、ただし書きには育児休業の請求を再度できる条件が規定されており、第1項の次に、次の事情に第6号、第7号を追加するもので、第6号では第2条の2第3号に掲げる事情がある場合は、1歳6カ月に達するまで。

また、第7号では、対象非常勤職員が任期の末日までに育児休業しているもので、対象非常勤職員の任期の更新、又は採用に伴い引き続き育児休業をしようとする場合は、育児休業を取得できる期間の範囲内で再取得ができるという規定でございます。

第18条は部分休業をすることができない職員の規定でございます。第1号により育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員は、部分休業を取得できない。第2号により、次のア、イ、いずれかの該当する職員以外は部分休業を取得できないとしております。ア、イのいずれにも該当する非常勤職員は、部分休業を取得することになります。取得することになります。アは引き続き1年以上在職した非常勤職員、イは勤務日の日数、規則で定める非常勤職員とするもので、規則におきまして国の人事院の定めと同様に、1週間の勤務日が3日以上、又は1年の勤務日が121日以上、かつ1日の勤務時間が6時間15分以上の非常勤職員と規定をいたしております。

第19条では、部分休業の承認を規定したものでございまして、第1項では、これまで正規の勤務時間の始め、又は終わりにおいて、30分を単位として承認することとなっており、非常勤職員についての定めはなかったため、新たに非常勤職員の定められた勤務時間内の始め、又は終わりにおきまして、30分を単位として承認することを規定しております。

第2項では、労働基準法第67条の規定による育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認を、1日2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲で承認することとしており、第3項においては、非常勤職員の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で部分休業を取得できることを規定しております。

附則といたしまして、地方公務員の育児休業法に関する法律の施行日と同じ、平成23年4月1日から施行することとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

川端龍雄議長

次に、議案第5号についての内容説明を求めます。

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

それでは、議案第5号について、ご説明申し上げます。

議案書の18ページをお願いします。

議案第5号

紀北町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

紀北町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年紀北町条例第37号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成23年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

農業委員会の委員の費用弁償については、平成19年3月の紀北町職員等の旅費に関する条例の一部改正に伴い、一般職員の旅費支給の例により、費用弁償としての支給を廃止し、その代替措置として費用弁償相当額を報償費として支給していたが、農業委員会等に関する法律第18条で、農業委員会の委員に費用弁償の支給が規定されていることから、この法律に基づき支給することに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたためであります。

なお、提案理由にあります農業委員会の委員への費用弁償相当額の報償費につきましては、毎月開催される農業委員会で審議される事項については、事前に現場調査が必要であることから、地区担当の農業委員、会長、副会長が現場調査を実施いたします。この職務に対する費用弁償相当額の報償費は1,100円でございます。

また、農業委員会委員の費用弁償についての改正内容でございますが、紀北町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の第4条において、特別職の職員が公務のため旅行したときは、一般職の職員にそれぞれ支給する旅費額に相当する額を費用弁償として一般職の職員の旅費支給の例により支給すると、紀北町職員等の旅費に関する条例に準ずることが規定されています。

一方、紀北町職員等の旅費に関する条例第4条では、町内の出張旅費は支給しないと規定されていることから、農業委員会委員についても一般職の職員と同じように費用弁償は払っていませんでした。しかし、地方自治法の農業委員会等に関する法律第18条で、市町村は農業委員会の委員に対し報酬を支給し、及び職務を行うために要する費用を弁償しなければな

らないと規定されていることから、従来の費用弁償相当額を報償費として支出してきた方法を改めて、規定どおりの費用弁償の支出に変更するため、今回、町条例を改正するものでございます。

19ページは改正文でございます。

次に、改正点につきまして、議案書の20ページをお願いします。20ページの新旧対照表によります。今回の改正は、旧の下線の部分を新の下線のとおり改正しようとするものでありまして、第4条を特別職の職員が公務のために旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。2項、前項の規定により支給する旅費の額及び支給方法は一般職の職員に支給する旅費の例による。3項、前項の規定に定めるもののほか、農業委員会の委員が町内の旅行をした場合には、費用弁償として日額 1,100円を支給し、広域用務地へ旅行した場合には、費用弁償として日額 1,100円及び交通費実費を支給する。

附則、この条例は、平成23年4月1日から施行すると改正するものであります。

ご審議のうえ、ご可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

川端龍雄議長

次に、議案第6号と、第7号の2件についての内容説明を求めます。

平谷住民課長。

平谷卓也住民課長

それでは、議案第6号の紀北町集会所条例の一部を改正する条例につきまして、内容説明をさせていただきます。

議案書の21ページをご覧ください。

議案第6号

紀北町集会所条例の一部を改正する条例

紀北町集会所条例（平成18年紀北町条例第21号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成23年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

地域の振興、地域住民の交流促進、連帯意識の高揚及び地域防災力の向上を図るため、紀伊長島区における大原集会所を新たに建設したことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

内容につきましては、新旧対照表で説明させていただきます。23ページをご覧ください。

右が旧、左が新条例でございます。大原集会所の供用開始を4月1日から予定しております。別表第1（第2条関係）の表中、紀北町田山集会所、紀北町紀伊長島区東長島1430番地5の次に、紀北町大原集会所、紀北町紀伊長島区大原184番地1を新たに追加するものであります。施行期日は、平成23年4月1日であります。

以上で、議案第6号の紀北町集会所条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

平谷卓也住民課長

それでは、続きまして、議案第7号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきます。

議案書の24ページをご覧ください。

議案第7号

紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例

紀北町国民健康保険条例（平成17年紀北町条例第103号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成23年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第66号）等の制定に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。

内容につきましては、同じく新旧対照表で改正部分の説明をさせていただきます。26ページをご覧ください。

第6条関係の新旧対照表でございますが、出産育児一時金を「35万円」から「39万円」に引き上げるものでありますが、これは平成21年10月1日から、平成23年3月31日までの間の暫定措置でございました。23年度から恒久化がされることになりましたので、改正をするものであります。

続きまして、第8条につきましては、特定健康診査や特定保健指導などの保健事業の国の費用負担にかかるものでありますが、条項の整理を行うものであります。

27ページをご覧ください。第13条第1項第2号につきましても、条項の整理を行うものであります。

28ページをご覧ください。第15条第1項は地方税法の改正による字句の整理を行うものであります。

第22条第1項は、一般被保険者及び退職被保険者の保険料の基礎賦課限度額を「47万円」から「50万円」に定めるものであります。これは政令の一部改正が平成22年3月31日付けで行われたことに伴いまして改正するものであります。

第22条の12は、後期高齢者支援金等賦課限度額について、「12万円」から「13万円」に定めるものであります。これにつきましても第22条第1項と同様、政令の一部改正が平成22年3月31日付けで行われたことに伴いまして、改正するものであります。

第34条第1項は、一般被保険者及び退職被保険者の保険料の基礎賦課限度額を超える部分の保険料の減額を定めるものであります。

29ページをご覧ください。第34条第1項第1号は、地方税法の改正による字句の整理を行うものであります。

30ページをご覧ください。第34条第5項、第6項につきましては、基礎賦課額を後期高齢者支援金等賦課額と、介護納付金賦課額と、それぞれ読み替えるものであります。

附則につきましては、旧附則第9項は経過措置のため削除いたしまして、新たに附則第1項では施行期日を平成23年4月1日に、第2項では出産育児一時金、第3項は保険料の限度額を平成23年度から適用し、平成22年度分までの出産育児一時金、保険料の限度額につきましては、これまでどおりとすることを定めるものであります。

以上で、議案第7号の紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

川端龍雄議長

昼食のため暫時休憩いたします。午後1時から開会いたします。

(午後 0時 00分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

川端龍雄議長

次に、議案第 8 号と第 9 号の 2 件についての内容説明を求めます。

村島生涯学習課長。

村島成幸生涯学習課長

議案第 8 号を説明させていただきます。

議案書の 31 ページをお願いいたします。

議案第 8 号

紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例

紀北町立教育集会所条例（平成 17 年紀北町条例第 164 号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成 23 年 3 月 3 日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

紀北町暴力団排除条例の制定に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため。

議案書の 33 ページで説明させていただきます。

新旧対照表でございますが、（使用の許可）第 5 条でございますけれども、第 2 項、所長は、公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあるときは、使用を許可しないものとするを追加するものであります。

附則、この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

理由であります。本議会に提案されております議案第 2 号の紀北町暴力団排除条例の制定に連携を図るもので、紀北町暴力団排除条例第 9 条（公の施設の利用における制限）に基づき、紀北町立教育集会所条例を改正して、施設の使用に制限を設けるものであります。生涯学習課で管理しております町立公民館や若者センターなどのほかの施設の管理条例には、すでに条例化されております。

村島成幸生涯学習課長

続きまして、議案第 9 号を説明させていただきます。

34 ページをお願いいたします。

議案第 9 号

紀北町立公民館条例の一部を改正する条例

紀北町立公民館条例（平成17年紀北町条例第 166号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成23年 3 月 3 日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

道瀬公民館と海野公民館を指定替えするほか、矢口公民館と島勝公民館の位置表記に誤りがあり、本条例の一部を改正する必要があるためでございます。

36ページをお願いいたします。新旧対照表で説明をさせていただきます。

第2条の名称及び位置でございますが、紀北町立道瀬公民館、紀北町紀伊長島区道瀬 136番地を 149番地 3 に、紀北町立海野公民館、紀北町紀伊長島区海野36番地を海野 191番地 1 に指定替えをし、紀北町立矢口公民館、紀北町海山区矢口浦 364番地を紀北町海山区矢口浦 364番 2 に、紀北町立島勝公民館、紀北町海山区島勝浦 313番地を紀北町海山区島勝浦 252番地 1 に位置の表記を改正するものであります。

改正する理由でございますが、町立道瀬公民館は昭和57年当時の老朽化しておりました公民館をですね、使用に支障をきたしてまいりましたので建て替えをいたしております。多くの住民は農業者であることから、農業構造改善事業の補助金を活用して、集会や研修を行える道瀬集会所を建設いたしました。新しい道瀬集会所は農林水産省の補助を活用して建設したことから、町立公民館に指定することはできず、古い公民館の跡地をそのまま指定し、現在に至っております。補助金等適正化法の規制が緩和されたことで、道瀬集会所の一部を公民館として併設させていただくことに道瀬区より了承を得ましたので、古い公民館から現在の道瀬集会所が設置されております紀伊長島区道瀬 149番地 3 に指定替えするものであります。

海野公民館でございますが、平成6年当時の海野公民館は木造で一部2階建てでありましたが、老朽化がひどく使用に大変支障をきたしておりました。旧公民館を取り壊し、その跡に現在の海野コミュニティセンター海野会館を建設いたしました。旧海野公民館を取り壊し、新しい集会施設を建設したわけではありますが、土地の地番はそれ以前の地番になっており、かつその地番は現在、土地区画整理事業により閉鎖されております。このたび海野コミュニティセンターの一部を海野公民館として併設させていただくことに海野区の了承を得ましたので、海野コミュニティセンターが設置されております。紀伊長島区海野 191番地 1 に指定替えするものでございます。

町立矢口公民館の位置表記の改正でございますけれども、矢口公民館は矢口小学校体育館

に併設させていただいておりますが、土地の地番は海山区矢口浦 364番地 2 を 364番地として表記してあるため、正確な土地地番海山区矢口浦 364番地 2 に表記を改正するものであります。

島勝公民館は、昭和55年 5 月に建設された町立島勝漁村センター内に併設させていただいておりますが、条例の位置は旧公民館のまま表記してあるため、現、島勝漁村センターの海山区島勝浦 252番地 1 に位置表記を変えるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

川端龍雄議長

次に、議案第10号についての内容説明を求めます。

山本建設課長。

山本善久建設課長

それでは、議案第10号の説明をさせていただきます。

議案書の37ページでございます。

議案第10号

紀北町道の路線変更について

道路法（昭和27年法律第 180号）第10条第 3 項の規定により、町道の路線を次のとおり変更するものとする。

記

1. 路 線 名 町道加田 1 号線

2. 道路の区域

旧の道路区域は、起点、紀北町紀伊長島区長島字加田1762番15地先から、終点、紀北町紀伊長島区長島字加田1715番20地先まででございますが、新の道路区域は、起点紀北町紀伊長島区長島字加田1762番15地先から、終点、紀北町紀伊長島区長島字加田1716番 8 地先まででございます。

平成23年 3 月 3 日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由

平成22年 3 月23日に紀北町共同作業場が廃止され、この敷地が民有地となったことから、旧紀北町共同作業場へ通じる「町道加田 1 号線」の一部について、一般交通の用に供する必要がなくなったことから、「町道加田 1 号線」の終点を変更するためでございます。

なお、議決の対象でございますが、路線名及び起点、終点の位置でございます。幅員と延長につきましては、参考数値でございます。幅員は旧及び新ともに 4.1mから12.7mとなっておりますが、最小幅員と最大幅員でございます。延長は旧 117.7mから新75.7mへと、42mの減少でございます。

次に、議案書38ページの資料平面図について、説明させていただきます。

平面図に町道加田1号線全体を赤と黒の破線で表示して、起点及び終点の新旧を明記してございますが、現在、供用している町道加田1号線は、総延長 117.7mの路線でございます。このうち黒い破線で表示した終点側を減少して、町道の終点位置を変える路線変更でございます。

提案理由にございます旧紀北町共同作業場でございますが、黒い破線矢印の先端にある建物の、昨年3月に廃止され、その後、敷地と建物を紀北町から民間企業に払い下げを行いましたので、共同作業場へ通じる町道加田1号線の終点側の一部について、一般交通の用に供する必要がなくなったものでございます。

なお、今回の路線変更により、道路区域から除外する土地についても民間企業が一体的に利用して、事業の拡大を図るため、払い下げ申請書が提出されてございまして、道路法上の手続きを終えた後に、行政財産から普通財産に移管して払い下げを行う予定でございます。

以上で、議案第10号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

川端龍雄議長

次に、議案第11号についての内容説明を求めます。

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

議案第11号 平成22年度紀北町一般会計補正予算（第5号）の内容について、説明をさせていただきます。

予算書1ページをご覧ください。

平成22年度紀北町一般会計補正予算（第5号）

平成22年度紀北町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2,958万 9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 102億 7,857万 4,000円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算

の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の廃止及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成23年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

6ページ、7ページをご覧ください。

第2表 繰越明許費であります。きめ細かな交付金事業など、合計額3億7,501万6,000円を、平成23年度に繰り越ししようとするものであります。

8ページをご覧ください。第3表 地方債補正であります。町道道路災害復旧事業債につきましては、県の災害復旧事業に伴い、道路復旧が関連して行われたため、事業の廃止により減額となったことによるものであります。

9ページをご覧ください。過疎対策事業債及び合併特例事業債につきましては、限度額を変更するものであります。

それでは、予算に関する説明書に基づき説明させていただきます。

このたびの補正予算は、主に事業費の精算及び国の補正予算措置に伴います、きめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金事業費による増額と、各種事業の精算に基づく減額などであります。

それでは、12ページをご覧ください。歳入の主なところから説明させていただきます。

第1款町税、第1項町民税、第1目個人は2,266万4,000円の増額、第2目法人は1,379万9,000円の増額をするものであります。第3項、第1目軽自動車税は120万3,000円の増額であります。それぞれ税額の決算見込みによるものであります。

13ページをご覧ください。第2款地方譲与税、第1項、第1目地方揮発油譲与税は200万円の減額、第2項、第1目自動車重量譲与税は600万円の減額、それぞれ決算見込みによる減額でございます。

第3項、第1目地方道路譲与税は旧法分の精算により、1,000円を増額するものであります。

14ページをご覧ください。第3款、第1項、第1目利子割交付金は125万7,000円の減額。

第4款、第1項、第1目配当割交付金は108万5,000円の減額、第5款、第1項、第1目株式等譲渡所得割交付金は26万4,000円の減額で、それぞれ決算見込みにより減額するものであります。

15ページをご覧ください。第7款、第1項、第1目自動車取得税交付金は200万円の減額で決算見込みによるものであります。

第9款、第1項、第1目地方交付税は4,837万2,000円を増額するものであります。国の補正に伴う普通交付税の再算定による増額であります。

第11款分担金及び負担金、第2項負担金、第2目民生費負担金は24万1,000円を増額で、老人ホーム入所負担金の決算見込みによるものであります。

16ページをご覧ください。第12款使用料及び手数料、第1項使用料、第5目商工使用料は775万円の増額であります。紀北町森林公園オートキャンプ場施設使用料の増額で、決算見込みによるものであります。第7目教育使用料は162万8,000円の減額で、幼稚園保育料の減額であります。

第2項手数料、第3目衛生手数料は23万3,000円の減額で、家電リサイクル製品運搬手数料の減額であります。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金は1億679万2,000円の減額で、主に子ども手当等負担金の減額で、事業費の精算見込みによるものであります。

17ページをご覧ください。第2項国庫補助金、第1目総務費補助金は1億4,511万8,000円の増額であります。きめ細かな交付金1億269万6,000円、住民生活に光をそそぐ交付金4,242万2,000円の増額は、国の補正予算措置によるものであります。教育施設等や地区集会所の改修、町道、河川、排水路の整備、学校図書の充実と、それぞれの交付金の趣旨に沿った事業に充当いたしました。

第2目民生費補助金は38万9,000円を増額であります。事業の精算見込みによるものであります。第4目農林水産業費補助金は400万の減額であります。国庫事業が見送られたことによる減額であります。第6目土木費補助金は31万9,000円の減額で、事業の精算見込みによるものであります。

第8目教育費補助金は4,955万6,000円を増額であります。主に安全・安心な学校づくり交付金、各小学校の耐震補強事業分と、相賀小学校改築事業分の増額であります。

18ページをご覧ください。第3項委託金、第2目民生費委託金は130万7,000円を増額で、子ども手当等事務取扱委託金の増額によるものであります。

第14款県支出金、第1項県負担金、第1目総務費負担金は24万9,000円の増額であります。第2目民生費負担金は16万2,000円の減額で、事業費の精算見込みによるものであります。

19ページをご覧ください。第2項県補助金、第1目総務費補助金は1,037万3,000円の増額であります。主に三重県市町村合併支援交付金1,080万円の増額で、小学校の耐震補強事業、紀北中学校の改築事業に充当しております。そのほかは事業の精算見込みによるものであります。

第2目民生費補助金は219万円の増額で、主に放課後児童対策事業費補助金の増額によるものであります。

第3目衛生費補助金は37万1,000円の減額で、事業の精算見込みによるものであります。

第4目農林水産業費補助金は375万1,000円の増額で、森林環境創造事業費補助金400万円は事業費の増に伴うものであります。

第5目商工費補助金は676万6,000円の減額、第6目土木費補助金は93万円の減額で、それぞれ事業費の精算見込みによるものであります。

第7目消防費補助金は243万円の増額で、緊急地震対策促進事業費補助金の増額によるものであります。

20ページをご覧ください。第3項委託金、第1目総務費委託金は284万1,000円の減額で、交付額の決定に伴う減額であります。第6目土木費委託金は247万円の減額、第9目交通災害共済事務委託金は175万5,000円の減額で、それぞれ事業費の精算見込みによるものであります。

21ページをご覧ください。第15款財産収入、第1項財産運用収入、第2目利子及び配当金は24万円の増額であります。

第2項財産売払収入、第1目不動産売払収入は1,476万4,000円の増額であります。近畿自動車道建設関連工事にかかる町有地売払収入ほか、町有林支障木伐採代金の増額であります。第2目物品売払収入は160万円の増額であります。

第16款、第1項寄附金、第1目総務費寄附金は60万円の増額で、ふるさと寄附金であります。

22ページをご覧ください。第4目農林水産業費寄附金は176万円の減額であります。事業費の減額に伴うものであります。第8目教育費寄附金は100万円の増額で、奨学費寄附金であります。第9目一般寄附金は85万円の増額であります。

第17款繰入金、第1項基金繰入金、第8目庁舎等改築及び改修基金繰入金は72万2,000円

の減額で、庁舎移転用地費の確定によるものであります。

第17目交通安全対策事業基金繰入金は80万円の減額で、事業の精算見込みによるものであります。

23ページをご覧ください。第19款諸収入、第1項延滞加算金及び過料、第1目延滞金は、632万3,000円の増額であります。

第4項受託事業収入、第1目民生費受託事業収入は68万7,000円の減額であります。第3目農林水産業費受託事業収入は114万8,000円の減額であります。

第5項、第6目雑入は563万1,000円の増額であります。主に三重地方税管理回収機構派遣職員人件費交付金の増額であります。

24ページをご覧ください。第20款、第1項町債、第1目総務債は4,290万円の減額で、庁舎建設事業債の減額であります。

第4目農林水産業債は80万円の減額で、中山間地域総合整備事業債の減額であります。第6目土木債は310万円の減額で、主に町道船津小笠原2号線道路整備事業債の減額であります。第7目消防債は80万円を減額するもので、消火栓新設事業債の減額であります。第8目教育債は1億7,020万円の減額で、主に小学校施設耐震補強事業債の減額であります。

25ページをご覧ください。

第9目災害復旧事業債は620万円を減額するもので、町道道路災害復旧事業債の減額であります。

これで歳入予算の説明を終わらせていただきます。

次に、歳出予算の主なところについて説明をいたします。26ページをご覧ください。

第1款、第1項、第1目議会費は104万円の減額であります。職員人件費及び政務調査費の減額であります。

27ページをご覧ください。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は5,589万5,000円の減額であります。主に本庁舎移転等推進事業費4,512万3,000円の減によるものであります。

第2目文書広報費は679万7,000円の減額であります。主にCATV行政放送事業費の減額によるものであります。

28ページをご覧ください。第5目財産管理費は1億7,428万1,000円の増額であります。基金管理事業費の増額は1億4,795万5,000円で、財政調整基金、地域づくり事業基金、福祉事業基金、育英基金、ふるさと応援基金に積み立てるものであります。

きめ細かな交付金事業（管財契約関係）分 249万 2,000円は町民センターの修繕事業であり、（住民関係）分 141万 2,000円は、地区集会所の修繕事業であります。また、住民生活に光をそそぐ交付金事業費 2,242万 2,000円は、基金積み立てを行うものであります。

第6目企画費は 167万 8,000円の減額であります。事業費の精算見込みによるものであります。

29ページをご覧ください。第9目交通災害共済受託事業費は 175万 5,000円の減額で、事業の精算によるものであります。第10目生活安全推進費は80万円の減額であります。

30ページをご覧ください。第2項徴税费、第1目税務総務費は 492万円の減額で、職員等人件費の減額と、電算事務委託料の入札による減額であります。

31ページをご覧ください。第3項、第1目戸籍住民基本台帳費は 105万 3,000円の減額で、職員人件費等の減額であります。

32ページをご覧ください。第4項選挙費、第1目選挙管理委員会費は20万 6,000円の減額で、職員人件費の減額であります。第4目町議会議員選挙費は 106万円の減額、第9目知事選挙費は 113万円の減額、第10目県議会議員選挙費は 117万 6,000円の減額で、それぞれ交付額の決定に伴う事業費の精算見込みによる減額でございます。

33ページをご覧ください。第5項統計調査費、第1目統計調査総務費は 4,000円の減額、第2目指定統計費は83万 3,000円の減額であります。事業費の精算見込みによる減額であります。

34ページをご覧ください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費は、1,416万 3,000円の増額で、主に国民健康保険事業特別会計繰出金の増額であります。第3目身体障害者福祉費は財源更正であります。第4目国民年金事務費は21万 4,000円の減額であります。

35ページをご覧ください。第2項老人福祉費、第1目老人福祉総務費は 1,498万 3,000円の減額であります。それぞれの事業費の精算見込みによる減額であります。第2目養護老人ホーム費は 115万 4,000円の増額で、職員人件費の減額及び嘱託職員等賃金の介護サービス事業特別会計との組み替えによる増であり、老人ホーム管理運営事業費は財源更正であります。

36ページをご覧ください。第3項児童福祉費、第1目児童福祉総務費は35万 8,000円の増額で、放課後児童クラブ対策事業の精算見込みによる増額であります。第2目保育所費は、171万 4,000円の増額で、事業費等の精算見込みによるものであります。第3目児童措置費

は1億1,246万1,000円の減額で、子ども手当等支給事業費の精算見込みによる減額であります。

37ページをご覧ください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費は、609万7,000円の減額で職員人件費等の減額であります。地域保健共通事業は財源更正であります。第2目予防費は115万円の減額で、事業費の精算見込みによるものであります。第3目環境衛生費は103万7,000円の減額で、荷坂やすらぎ苑組合負担金の精算見込みによる減額であります。

38ページをご覧ください。第2項清掃費、第1目清掃総務費は377万円の減額で、職員人件費の減額であります。第2目塵芥処理費は財源更正であります。

39ページをご覧ください。第5款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費は10万6,000円の減額であります。第2目農業総務費は181万6,000円の増額で職員人件費の減額等と、きめ細かな交付金事業（農政関係）分314万5,000円の増額で、古里自然休養村管理センター修繕工事、志子農村婦人の家修繕工事、相賀、上里、中里排水機場詰所設置工事等であります。第3目農業振興費は3,000円を増額するものであります。第5目農地費は500万円1,000円の減額で、事業の精算見込みによる減額であります。

41ページをご覧ください。第2項林業費、第1目林業総務費は49万7,000円の減額で、職員人件費の減額であります。第3目林業施設費は500万円の増額で、事業科目の振り替え、及び事業費の増額によるものであります。

第4目町有林造成費は23万1,000円の減額で、職員人件費の減額及び事業費の精算見込みによるものであります。第5目分収造林費は114万8,000円の減額で、事業の精算見込みによる減額であります。

43ページをご覧ください。第3項水産業費、第1目水産業総務費は21万8,000円の減額であります。第2目水産業振興費は1,072万6,000円の減額であります。主に国庫補助事業である漁業経営構造改善事業の減額によるものであります。

44ページをご覧ください。第6款、第1項商工費、第1目商工総務費は1,511万7,000円の増額であります。職員人件費等の減額、きめ細かな交付金事業（商工観光関係）分1,600万円はふれあい広場マンドロ製作場雨漏り修繕工事、集客施設等誘導案内板設置工事、キャンプinn海山ほか集客施設改修工事を予定しております。

第3目観光費は421万7,000円の増額であります。主なものとして紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業費は574万円の増額で、指定管理協定に基づく収入増に対する報償

費の増額であります。

45ページをご覧ください。第7款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費は8,486万9,000円の増額であります。人件費等の減額ときめ細かな交付金事業（建設関係）分8,640万9,000円の増額で、町道道路整備事業費6,270万円、下排水路整備事業費600万円、小規模河川整備事業費1,470万円、公共施設危険建物等整備事業費300万9,000円であります。

46ページをご覧ください。第2項道路橋りょう費、第1目道路橋りょう総務費は60万6,000円の減額、職員人件費等の減額であります。第2目道路橋りょう維持費は財源更正であります。第3目道路橋りょう新設改良費は1,099万1,000円の減額で、町道船津小笠原2号線道路改良事業費の減額と、県営事業負担金の増額によるものであります。

47ページをご覧ください。第3項河川費、第1目河川総務費は32万2,000円の減額で、負担金及び事業費の精算見込みによるものであります。第3目砂防費は県営事業負担金10万円の増額であります。

48ページをご覧ください。第4項港湾費、第1目港湾管理費は275万円の減額で、港湾環境清掃業務委託事業費等の精算見込みによる減額であります。

49ページをご覧ください。第5項都市計画費、第1目都市計画総務費は13万9,000円の減額であります。第2目公園費は5,000円の減額であります。

50ページをご覧ください。第6項住宅費、第1目住宅管理費は262万9,000円の減額で、事業費の精算見込みによるものであります。町営住宅管理事業は財源更正であります。

51ページをご覧ください。第8款、第1項消防費、第1目常備消防費は57万3,000円の減額で、三重紀北消防組合負担金の精算見込みによる減額であります。第2目非常備消防費は82万1,000円の減額、第3目消防施設費は96万円の減額で、それぞれ事業費の精算見込みによるものであります。第5目災害対策費は1,300万円の増額で、きめ細かな交付金事業（防災対策関係）分で、ソーラー避難誘導灯13箇所の設置工事であります。災害対策事業費は財源更正であります。

52ページをご覧ください。第9款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費は88万8,000円の減額で、職員人件費の減額であります。第3目教育振興費は4,652万7,000円の増額で、きめ細かな交付金事業（学校教育関係）分2,452万7,000円は、教員住宅の解体費391万7,000円、公立学校施設修繕工事費等2,061万円であります。住民生活に光をそそぐ交付金事業（学校教育関係）分2,200万円は、小中学校の図書整備事業であります。第4目奨学費は288万円の減額で、事業費の精算見込みによるものであります。

53ページをご覧ください。第2項小学校費、第1目学校管理費は1億471万円の減額で、主に小学校施設耐震補強事業の精算見込みによるものであります。第2目教育振興費は24万5,000円の減額であります。事業費の精算見込みによるものであります。第3目学校建設費は2,104万7,000円の減額で、相賀小学校改築事業費の精算見込みによる減額であります。

54ページをご覧ください。第3項中学校費、第1目学校管理費は228万9,000円の減額で、主に特別支援学級生徒介助教員設置事業費、紀北中学校仮校舎改修事業費等の精算見込みによる減額であります。第2目教育振興費は25万3,000円の減額で、事業費の精算見込みによるものであります。第3目学校建設費は紀北中学校改築事業500万8,000円の減額で、設計委託料の減額によるものであります。

55ページをご覧ください。第4項、第1目幼稚園費は621万円の減額で、職員人件費等の減額であります。

56ページをご覧ください。第5項社会教育費、第1目社会教育総務費は1,334万3,000円の増額で、嘱託職員等賃金の減額と、きめ細かな交付金事業（生涯学習関係）分1,500万円増額で、海山体育館床改修工事費であります。第4目文化財調査費は32万7,000円の減額で、事業の精算見込みによるものであります。

57ページをご覧ください。第6項保健体育費、第2目給食施設費は196万6,000円の減額で、職員人件費等の減額であります。

58ページをご覧ください。第10款災害復旧費、第3項公共土木施設災害復旧費、第1目道路橋りょう災害復旧費は627万円の減額で、県の災害復旧事業との関連で事業が廃止となったことにより事業費を皆減するものであります。

59ページをご覧ください。第11款、第1項公債費、第1目元金は2万9,000円の減額であります。第2目利子は634万7,000円の減額で、それぞれ精算見込みによるものであります。

60ページ、61ページは地方債に関する調書であります。61ページをご覧ください。合計欄の前年度末現在高は117億8,930万8,000円でありまして、当該年度中の起債見込額は16億7,030万円、元金の償還が12億7,290万6,000円であります。その結果、当該年度末の現在高見込額は121億8,670万2,000円となります。

62ページの給与費明細書をご覧ください。比較の欄、長等の給与費で492万6,000円の減額、共済費で77万2,000円の減額、合計569万8,000円の減額は9月までの副町長不在によるもの、及び期末手当の支給率減に伴うものであります。その他の特別職の報酬146万2,000円の減額につきましては、指定統計調査受託事業費など精算見込みによるものであります。

63ページの一般職総括の表をご覧ください。比較の欄でございます。給与費計で 3,351万9,000円の減額、共済費 286万 6,000円の減額、合計 3,638万 5,000円の減額は人事院勧告によるものと、職員人件費の精算見込みによるものであります。

以上で、平成22年度紀北町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

川端龍雄議長

次に、議案第12号から第13号、第14号までの3件についての内容説明を求めます。

平谷住民課長。

平谷卓也住民課長

それでは、議案第12号の平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

平成22年度紀北町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,041万 1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億 4,401万 4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づきまして説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。

6ページをご覧ください。第4款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費等負担金につきましては 3,838万 9,000円増額いたしまして、4億 5,177万 9,000円とさせていただきます。それぞれの医療費に対する国の負担金の額の変更により交付されるものであります。

第2項国庫補助金、第1目財政調整交付金につきましては 242万 3,000円増額いたしまして、1億 9,674万 7,000円とさせていただきます。レセプト審査支払い等シス

テム最適化経費分が特別調整交付金として交付されることになったことによるものであります。第4目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金につきましては、14万2,000円増額いたしまして14万2,000円とさせていただくものであります。国におきまして70歳から74歳までの高齢受給者につきましては医療費の自己負担率増の凍結措置の延長に伴いまして、高額受給者証の更新のための事務経費が交付されることになったことによるものであります。

第5款療養給付費交付金、第1項療養給付費交付金、第1目療養給付費交付金につきましては1,784万6,000円増額いたしまして、1億6,288万円とさせていただくものであります。退職被保険者の療養給付費分交付金の額の変更決定に伴うものでございます。

7ページをご覧ください。第7款県支出金、第2項県補助金、第2目県財政調整交付金につきましては53万3,000円増額いたしまして、8,750万円とさせていただくものであります。療養給付費等介護保険算入額、後期高齢者支援金分などの交付金の額の決定に伴うものであります。

第10款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金であります。1,493万2,000円増額いたしまして、1億9,366万7,000円とさせていただくものであります。これも負担金の額の決定に伴うものでございます。

8ページをご覧ください。第2項積立基金繰入金、第1目積立基金繰入金であります。4,385万4,000円減額いたしまして、1億7,238万2,000円とさせていただくものであります。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

9ページをご覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は人事院勧告に伴う職員人件費35万1,000円の減額と、一般事務事業費として14万2,000円増額するものであります。一般事務事業につきましては、歳入のところでも説明させていただきましたように、70歳から74歳までの高齢受給者につきましては、医療費の自己負担率増の凍結措置の延長に伴いまして、高額受給者証の更新のための事務経費が交付されたことによるものでございます。

第2目連合会負担金は242万3,000円増額いたしまして、339万3,000円とさせていただくものであります。レセプト電子化にかかるシステム最適化に要する経費でございます。

10ページをご覧ください。第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費は1,576万6,000円増額いたしまして、15億4,463万3,000円とさせていただくものであります。一般被保険者療養給付費の決算見込みの額の変更に伴うものでございます。

第2目退職被保険者等療養給付費は255万5,000円増額いたしまして、1億5,080万7,000円とさせていただくものでありますが、退職被保険者等療養給付費の決算見込額の変更に伴うものでございます。

第3目一般被保険者療養費は財源更正によるものでございます。

第4目退職被保険者等療養費は29万8,000円増額いたしまして、155万5,000円とさせていただくものでありますが、退職被保険者等療養費の決算見込額の変更に伴うものでございます。

11ページをご覧ください。第2項高額療養費、第1目一般被保険者高額療養費は、859万9,000円増額いたしまして、2億1,411万2,000円とさせていただくものでありますが、一般被保険者高額療養費の、これも決算見込額の変更に伴うものでございます。

第2目退職被保険者等高額療養費は95万3,000円増額いたしまして、2,850万円とさせていただくものでありますが、退職被保険者等高額療養費の、これも決算見込額の変更に伴うものでございます。

第3目一般被保険者高額介護合算療養費は財源更正によるものでございます。

第4目の退職被保険者等高額介護合算療養費は、これも財源更正によるものでございます。

12ページをご覧ください。第3款後期高齢者支援金、第1項後期高齢者支援金等、第1目後期高齢者支援金は、これも財源更正によるものでございます。

13ページをご覧ください。第5款老人保健拠出金、第1項老人保健拠出金、第1目老人保健医療費拠出金は、これも財源更正によるものでございます。

14ページをお願いいたします。第6款介護納付金、第1項介護納付金、第1目介護納付金、これにつきましても、財源更正によるものでございます。

15ページをご覧ください。第7款共同事業拠出金、第1項共同事業拠出金、第1目高額医療費共同事業医療費拠出金は474万2,000円増額いたしまして、4,213万2,000円とさせていただくものでありますが、平成22年度拠出金額の確定に伴うものでございます。

第2目高額医療費共同事業事務費拠出金は4,000円減額させていただくものでありますが、これも平成22年度拠出金額の確定に伴うものであります。

第4目保険財政共同安定化事業拠出金は2,241万9,000円減額いたしまして、2億5,417万3,000円とさせていただくものでありますが、これにつきましても、平成22年度拠出金額の確定に伴うものでございます。

第5目保険財政共同安定化事業事務費拠出金は4,000円減額させていただくものでありま

すが、これにつきましても、22年度拠出金額の確定に伴うものであります。

16ページをご覧ください。第11款諸支出金、第2項国庫支出金返納金、第1目国庫支出金返納金は、1,771万1,000円増額いたしまして、2,991万6,000円とさせていただくものであります。これも療養給付費負担金の確定に伴うものでございます。

以上で、議案第12号 平成22年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

平谷卓也住民課長

続きまして、議案第13号の平成22年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成22年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第2号）

平成22年度紀北町の老人保健特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ258万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ303万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づきまして説明させていただきます。

6ページをご覧ください。歳入から説明させていただきます。

第1款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目医療費交付金につきましては、社会保険診療支払基金の決算見込み数値によりまして、124万2,000円を減額させていただくものであります。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目医療費負担金につきましては、国庫負担分の決算見込み数値によりまして、82万9,000円の減額をさせていただくものであります。

第3款県支出金、第1項県負担金、第1目県負担金につきましても、県負担分の決算見込み数値によりまして、20万7,000円の減額をさせていただくものでございます。

7ページをご覧ください。第4款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金につきましては、一般会計繰入金の、これも決算見込み数値によりまして30万2,000円の減額

をさせていただくものでございます。

次に、歳出につきまして説明させていただきます。

8ページをご覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の老人保健事業費9万3,000円の減額につきましては、老人保健事業の決算見込みに伴うものであります。

9ページをご覧ください。第2款医療諸費、第1項医療諸費、第1目医療給付費につきましては、医療給付費のこれも決算見込み数値によりまして227万4,000円の減額をさせていただくものでございます。

第2目医療費支給費につきましても、医療費支給費の決算見込み数値により、21万3,000円の減額をさせていただくものであります。

以上で、議案第13号 平成22年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

平谷卓也住民課長

続きまして、議案第14号の平成22年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の内容につきまして、説明させていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成22年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

平成22年度紀北町の後期高齢者医療医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,149万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,258万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成23年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、同じく予算に関する説明書に基づき説明させていただきます。

それでは歳入から説明させていただきます。

6ページをご覧ください。第1款後期高齢者保険料、第1項後期高齢者医療保険料、第1目特別徴収保険料、第2目普通徴収保険料につきましては、いずれも三重県後期高齢者医療

広域連合からの決算見込み数値によりまして、特別徴収保険料につきましては 1,389万 4,000円の減、普通徴収保険料につきましても 994万 7,000円の減額をさせていただくものでございます。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目事務費繰入金、それと第2目保険基盤安定繰入金につきましては、これも三重県後期高齢者医療広域連合からの決算見込み数値によりまして事務費繰入金につきましては 194万 1,000円の減額、保険基盤安定繰入金につきましては 571万 4,000円減額させていただくものでございます。

次に、歳出につきまして説明させていただきます。

7ページをご覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の職員人件費11万 7,000円減額につきましては、平成22年度人事院勧告に伴うものでございます。一般事務事業は財源更正でございます。

8ページをご覧ください。第2款後期高齢者医療広域連合納付金、第1項後期高齢者医療広域連合納付金、第1目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、三重県後期高齢者医療広域連合からのこれも決算見込み数値によりまして 3,137万 9,000円減額させていただきまして、4億 6,037万 5,000円とさせていただくものでございます。

以上で、議案第14号 平成22年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

川端龍雄議長

次に、議案第15号についての内容説明を求めます。

谷福祉保健課長。

谷吉希福祉保健課長

それでは、議案第15号 介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。

平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）

平成22年度紀北町の介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 407万 8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2億 531万 2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

平成23年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、補正予算に関する説明書に基づき、説明をさせていただきます。

歳入予算から説明いたします。

7ページをお願いいたします。第1款サービス収入、第1項介護給付費収入は407万8,000円を減額するものでありまして、第1目居宅介護サービス費収入94万9,000円の減額は、第1節の短期入所生活介護費収入の保険者収入39万3,000円と、利用者収入55万6,000円の減額であります。

続きまして、第2目施設介護サービス費収入は312万9,000円を減額するものでありまして、第1節の施設介護サービス費収入の保険者収入178万5,000円と利用者収入134万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。第1款総務費、第1項施設管理費は407万8,000円の減額でありまして、第1目の一般管理費を減額するもので、職員人件費におきまして141万6,000円、嘱託職員賃金266万2,000円のそれぞれを減額するものであります。今回の減額は特養職員から養護職員へ振り替えたことによる予算減額であります。また、繰越明許につきましては、消防等の検査の都合で供用開始が遅れますので、繰り越しとさせていただきました。

以上で、平成22年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)を終了させていただきます。

川端龍雄議長

次に、議案第16号についての内容説明を求めます。

奥川水道課長。

奥川英水道課長

それでは、平成22年度紀北町水道事業会計補正予算(第2号)を、ご説明させていただきます。

予算書をお願いいたします。

議案第16号 平成22年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）

1ページをお開きください。

（総則）

第1条 平成22年度紀北町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出）

第2条 平成22年度紀北町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、第1款水道事業費用は347万5,000円を増額するもので、第1項営業費用は79万5,000円を減額して2億3,006万4,000円に。第2項 営業外費用は423万6,000円を増額して3,336万7,000円に。第3項 簡易水道営業費用は8万2,000円を減額して1億773万2,000円に。第5項 特別損失は11万6,000円を増額して14万6,000円にするものであります。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,178万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入は1億2,563万4,000円を減額するもので、第1項負担金は80万円を減額して600万円に。第2項補助金は2,963万4,000円を減額して3,982万7,000円に。第3項企業債は9,520万円を減額して5,640万円に。

支出、第1款資本的支出は第1項建設改良費で1億3,603万8,000円を減額して、1億597万5,000円にするものであります。

2ページをお願いします。

（企業債）

第4条 予算第5条に定めた限度額を、次のように改める。

簡易水道事業債は4,750万円を減額して2,840万円に。過疎対策事業債は4,770万円を減額し2,800万円にして、計5,640万円にするものであります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりであります。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第5条 予算第8条中(1)職員給与費「7,485万9,000円」を「7,398万2,000円」に改める。

平成23年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

詳細につきましては、16ページからの実施計画説明書でご説明させていただきます。

収益的支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第2目配水及給水費は17万6,000円を減額して3,227万1,000円に。内容は人事院勧告によるものでございます。第3目総係費は61万9,000円を減額して7,697万8,000円に。内容は人事院勧告によるものでございます。

第2項営業外費用、第2目消費税は423万6,000円を増額して1,110万円に。内容は決算見込みによるものでございます。

17ページをお願いします。第3項簡易水道営業費用、第3目総係費は8万2,000円を減額して1,181万6,000円にするものでございます。内容は人事院勧告によるものでございます。

第5項特別損失、第1目過年度損益修正損は11万6,000円を増額して14万6,000円にするものです。内容は水道料金未収金のうち時効になっているものの中で、死亡で徴収不可能なものを不納欠損として処理したく計上いたしました。

18ページをお願いします。

資本的収入及び支出

収入、第1款資本的収入、第1項負担金、第1目負担金80万円を減額し600万円にするものでございます。内容は消火器設置工事負担金の確定による減額であります。

第2項補助金、第1目補助金2,963万4,000円を減額し3,982万7,000円にするもので、内容は当初4カ年計画でありました古里・道瀬簡易水道統合整備事業を2カ年延長したことによる減額であります。

第3項企業債、第1目企業債9,520万円を減額し5,640万円にするもので、内容は古里・道瀬簡易水道統合整備事業など、4事業の事業費の精算による企業債借入額の減額であります。簡易水道事業債4,750万円を減額し、過年度過疎対策事業債4,770万円を減額するものであります。

19ページをお願いします。

支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第3目簡易水道改良費1億3,603万8,000円を減額し8,828万2,000円にするもので、内容は委託料の7,874万円の減額は、当初、鉄道及び国道の横断箇所を新しく推進工法で考えておりましたが、関係機関との協議の結果、

既設管の更新で進めているため、影響調査費用等が必要なくなったための減額でございます。工事請負費の1億2,816万4,000円の減額につきましては、古里・道瀬簡易水道統合整備事業が平成19年度より4カ年計画で実施しており、本年度完了予定でしたが、関係機関との詳細な調整に時間を要したことなどの理由から、2カ年延長することによる減額であります。此ヶ野地区配水管布設工事には地元調整による舗装工事の増や、不断水バルブ等の増加によるものでございます。中里地区配水管布設替工事及び上里地区配水管布設工事は昨年度より2カ年計画で実施しており、当初予算後、平成21年度の事業延長の増による本年度の事業量の減少及び請負差金による減額でございます。町道矢口里1号線(2号橋)改良工事に伴う配水管支障移転工事は橋梁整備工事との調整のため、仮設工事を施工する必要が生じたための増額でございます。簡易水道配水管布設替・支障移転工事は、国道42号上里地区交差点改良工事による支障移転工事の増額でございます。

以上で、紀北町水道事業会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

川端龍雄議長

次に、議案第17号についての内容説明を求めます。

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

平成23年度紀北町一般会計当初予算の内容について、説明いたします。

予算書1ページをご覧ください。

議案第17号 平成23年度紀北町一般会計予算

平成23年度紀北町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ92億9,458万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、

限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、10億円と定める。

2ページをご覧ください。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成23年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

続きまして、8ページをご覧ください。

第2表 債務負担行為であります。複写機賃貸借契約など、次の9ページまで合わせて10事項あります。

続きまして、10ページをご覧ください。

第3表 地方債であります。限度額は過疎対策事業債ほか合計13億7,900万円であります。それでは、予算に関する説明書に基づき説明をさせていただきます。

最初に歳入予算の主なものについて説明させていただきます。

13ページをご覧ください。第1款町税、第1項町民税、第1目個人は5億833万円であります。前年度に比較しまして3,864万6,000円の減額であります。第2目法人は9,831万2,000円あります。前年度に比較しまして1,232万3,000円の増額であります。

第2項、第1目固定資産税は6億5,504万4,000円あります。前年度に比較しまして、875万円の減額であります。

14ページをご覧ください。第2目です。国有資産等所在市町村交付金及び納付金は1,656万9,000円で、前年度に比較しまして87万9,000円の減額であります。森林管理署、三重県及び企業庁からの交付金であります。

第3項、第1目軽自動車税は3,881万4,000円で、前年度に比較しまして89万3,000円の増額であります。

第4項、第1目町たばこ税は1億933万9,000円で、前年度に比較しまして928万1,000

円の減額を見込んだものであります。

15ページをご覧ください。第2款地方譲与税、第1項、第1目地方揮発油譲与税は2,000万円で、前年度に比較しまして200万円の減額を見込んでおります。

第2項、第1目自動車重量譲与税は6,000万円で、前年度に比べ400万円の減額を見込んでおります。

16ページをご覧ください。第3款、第1項、第1目利子割交付金は551万9,000円で、前年度に比べ154万8,000円の減額を見込んでおります。

第4款、第1項、第1目配当割交付金は202万9,000円で、前年度に比べ65万6,000円の減額を見込んでおります。

第5款、第1項、第1目、株式等譲渡所得割交付金は104万9,000円で、前年度に比べ4万5,000円の減額を見込んでおります。

17ページをご覧ください。第6款、第1項、第1目地方消費税交付金は1億4,000万円で、前年度に比べ1,000万円の減額を見込んでおります。

第7款、第1項、第1目自動車取得税交付金は3,000万円で、前年度と同額を見込んでおります。

第8款、第1項、第1目地方特例交付金は3,000万円で、前年度に比べ1,000万円の増額を見込んでおります。子ども手当等特例交付金及び自動車取得税などの減税に伴う減収補てん特例交付金であります。

18ページをご覧ください。第9款、第1項、第1目地方交付税は39億円であります。このうち普通交付税は37億3,000万円、特別交付税は1億7,000万円であります。普通交付税につきましては4億3,000万円の増額を見込んだものでありますが、平成22年度普通交付税決算見込額をもとに臨時財政対策債からの振替分を勘案して計上しております。また、特別交付税は3,000万円の減額を見込んでおりますが、普通交付税に振り替えており、交付税合計では4億円の増額となっております。

第10款、第1項、第1目交通安全対策特別交付金は230万円で、前年度に比べ10万円の減額を見込んでおります。

第11款分担金及び負担金、第1項分担金、第1目農林水産業費分担金は5万円で、前年度と同額であります。

19ページをご覧ください。第2項負担金、第2目民生費負担金は1億243万2,000円あります。主なものとして私立保育所保育料負担金8,225万円、配食サービス事業個人負担金

499万 2,000円、老人ホーム入所負担金の赤羽寮分 1,121万 5,000円であります。

第12款使用料及び手数料、第1項使用料、第1目総務使用料は77万 4,000円であります。第2目民生使用料は1万 4,000円であります。第3目衛生使用料は 861万 8,000円で、主なものとして一般廃棄物処理施設使用料 432万円あります。

20ページをご覧ください。第4目農林水産使用料は 140万 7,000円で、前年度と同額であります。第5目商工使用料は 5,819万 4,000円で、主なものとして古里温泉施設使用料は、2,448万 9,000円、紀北町森林公園オートキャンプ場施設使用料は 3,000万円あります。

第6目土木使用料は 5,259万円で、主なものとして町営住宅使用料 4,520万 7,000円あります。第7目教育使用料は 886万 4,000円で、主なものとして、21ページでございます。幼稚園保育料 559万 6,000円あります。

第12款使用料及び手数料、第2項手数料、第1目総務手数料は 893万 3,000円で、主なものとして、22ページの戸籍手数料 426万 1,000円、住民票手数料 200万円あります。第3目衛生手数料は 125万円あります。第4目農林水産手数料は1万 7,000円あります。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金は4億 8,209万 7,000円あります。主なものとして障害者自立支援給付費負担金1億 3,082万 2,000円、保育所運営費負担金1億 1,308万 8,000円、子ども手当等負担金2億 2,582万 8,000円あります。

23ページをご覧ください。第2項国庫補助金、第1目総務費補助金は 2,430万円あります。市町村合併推進体制整備費補助金で、水道事業会計に繰り出し、水道事業基本計画策定事業等に充当いたします。第2目民生費補助金は 9,134万 6,000円で、主なものとして障害者地域生活支援事業費等補助金 583万 1,000円、介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金 6,360万円、施設開設準備経費助成等特別対策事業補助金 2,160万円あります。第3目衛生費補助金は 1,019万 8,000円で、主なものとして循環型社会形成推進交付金 847万 7,000円あります。第4目農林水産業費補助金は 9,750万円で、海岸保全施設整備事業補助金であります。第6目土木費補助金は社会資本整備総合交付金で 2,012万 1,000円あります。

24ページをご覧ください。第8目教育費補助金は2億 2,886万 1,000円で、主なものとして安全・安心な学校づくり交付金（紀北中学校改築事業分）で2億 1,874万 1,000円あります。

25ページをご覧ください。第3項委託金、第1目総務費委託金は68万 3,000円あります。第2目民生費委託金は 487万 2,000円で、主なものは国民年金事務委託金 472万 5,000円あります。

第14款県支出金、第1項県負担金、第1目総務費負担金は122万3,000円であります。第2目民生費負担金は2億6,469万5,000円であります。主なものとして国民健康保険基盤安定事業費負担金6,011万2,000円、障害者介護給付費負担金6,420万1,000円、後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金4,895万4,000円、保育所運営費負担金5,654万4,000円、子ども手当等負担金3,139万8,000円であります。

26ページをご覧ください。第2項県補助金、第1目総務費補助金は3,808万円であります。主なものとして三重県バス運行対策費補助金は810万2,000円、三重県市町村合併支援交付金は2,850万円で紀北中学校改築事業文化財冊子作成事業に充当いたします。第2目民生費補助金は6,496万7,000円あります。主なものとして心身障害者医療費補助金3,132万円、一人親家庭等医療費補助金697万円、次世代育成支援対策交付金794万5,000円、乳幼児医療費補助金948万1,000円あります。第3目衛生費補助金は2,209万2,000円あります。主なものとして浄化槽設置促進事業補助金847万7,000円、妊婦健康診査臨時特例交付金277万円、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金980万8,000円あります。第4目農林水産業費補助金は1億8,238万3,000円あります。主なものとして、27ページをご覧ください。造林事業費補助金は1,051万9,000円で、町有林造成事業に充当いたします。森林整備加速化林業再生基金事業費補助金は7,675万円、町営漁港海岸保全事業費補助金は6,825万円あります。

第5目商工費補助金は7,720万6,000円あります。主なものとして、ふるさと雇用再生特別交付金5,093万円、緊急雇用創出事業臨時特例交付金2,449万4,000円で、国の雇用対策措置によるものであります。第6目土木費補助金は225万5,000円あります。第7目消防費補助金は8万円あります。第8目教育費補助金は158万8,000円あります。

28ページをご覧ください。第10目電源立地地域対策交付金は1,216万円で、防火水槽設置費及び小型動力ポンプ付積載車購入費に充当いたします。

第3項委託金、第1目総務費委託金は3,966万2,000円あります。主なものとして県民税徴収取扱委託金は2,598万円で、税務一般事務費等に充当します。知事選挙執行委託金856万5,000円、県議会議員選挙執行委託金296万8,000円あります。

29ページをご覧ください。第4目農林水産業費委託金は183万円あります。第6目土木費委託金は1,659万2,000円あります。主なものとして海岸清掃委託金370万円、港湾清掃委託金725万円、江ノ浦橋管理委託金480万円あります。第7目消防費委託金は130万2,000円あります。

第15款財産収入、第1項財産運用収入、第1目財産貸付収入は552万9,000円で、町有地の貸付収入等であります。

30ページをご覧ください。第2目利子及び配当金は161万6,000円で、利子の160万9,000円につきましては各種基金の運用利息であります。第2項財産売払収入、第2目物品売払収入は200万円であります。

第16款、第1項寄附金、第1目総務費寄附金は100万円であります。第4目農林水産業費寄附金は187万6,000円で、主に産地水産業強化支援事業寄附金180万円であります。

31ページをご覧ください。第17款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金は3,000万円あります。第4目福祉事業基金繰入金は567万4,000円で、老人福祉特別対策事業の長寿祝金と寝たきり老人等福祉保健手当等に充当します。第8目庁舎等改築及び改修基金繰入金は40万円で、本庁舎移転等推進事業費に充当します。第16目災害援護資金償還事業基金繰入金は5,320万9,000円で、災害援護資金償還事業費に充当します。

32ページをご覧ください。第17目交通安全対策事業基金繰入金は299万1,000円で、交通安全対策事業費に充当いたします。第19目住民生活に光をそそぐ基金繰入金は805万円で、住民生活に光をそそぐ交付金事業（生涯学習関係）に充当いたします。

第18款、第1項、第1目繰越金は3,400万円で、一般会計歳計剰余金であります。

33ページをご覧ください。第19款諸収入、第1項延滞加算金及び過料、第1目延滞金は、624万9,000円あります。第2目加算金は1,000円あります。第2項、第1目町預金利子は3万円あります。第3項、第1目貸付金元利収入は6,303万8,000円あります。奨学資金貸付金返還金は773万3,000円、災害援護資金貸付金返還金は5,530万5,000円で、平成16年9月の豪雨災害による貸付金の返還金であります。

34ページをご覧ください。

第4項受託事業収入、第1目民生費受託事業収入は3,632万8,000円あります。老人ホーム入所者受託事業収入は816万5,000円、地域支援事業受託事業収入の2,816万3,000円は地域支援事業（介護予防等）に充当いたします。第3目農林水産業費受託事業収入は540万9,000円あります。第5項雑入、第2目弁償金は1,000円あります。第6目雑入は、3,666万9,000円あります。主なものとしまして35ページのオータムジャンボ配分金598万6,000円、37ページの消防団員退職報償金510万円などあります。

38ページをご覧ください。第20款、第1項町債、第1目総務債は2億5,940万円あります。集会所建設事業債は3,600万円で過疎対策事業債であります。志子奥集会所建設事業に

充当いたします。地域振興基金債は1億1,400万円で合併特例事業債であります。地域振興基金の積み立てに充当いたします。

39ページをご覧ください。庁舎改修事業債は660万円で合併特例事業債であります。本庁舎移転改修の実施設計費に充当いたします。過疎地域自立促進特別事業債は1億280万円であります。過疎事業債の対象となるソフト事業としてCATV行政放送事業をはじめとする21事業に充当いたします。第3目衛生費は840万円で過疎対策事業債であります。浄化槽設置整備事業費に充当いたします。第4目農林水産業債は4,200万円であります。農業債500万円は過疎対策事業債であり、中山間地域総合整備事業費に充当します。水産業債3,700万円は合併特例債事業であり、海岸保全施設整備事業費に充当いたします。

第6目土木債は1億720万円で過疎対策事業債であります。道路橋りょう債は8,740万円で、町道小山山側線道路改良事業など6事業に充当いたします。都市計画債は1,980万円で熊野灘レク都市公園事業費等に充当します。第7目消防債は1,720万円で過疎対策事業債であります。消火栓新設事業等に充当いたします。第8目教育債は4億9,280万円で合併特例事業債であります。紀北中学校改築事業費及び生涯学習施設整備事業費に充当します。

40ページをご覧ください。第10目臨時財政対策債は4億5,200万円で、前年度に比較しまして2億4,340万円の減額であります。地方財政計画により本来の普通交付税での算定増によるものであります。

これで歳入予算の説明を終わらせていただきます。

(「動議」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

北村博司君。

18番 北村博司議員

休憩を求めます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

動議成立しましたので、休憩いたします。

3時に開会いたします。

(午後 2時 38分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、再開します。

(午後 3時 00分)

川端龍雄議長

堀財政課長。

堀秀俊財政課長

それでは、引き続き歳出予算の主なところについて、説明をさせていただきます。

人件費につきましては、最後に給与費明細書で一括して説明させていただきます。

41ページをご覧ください。第1款、第1項、第1目議会費は1億2,993万3,000円であり
ます。議会活動及び議会事務局運営事業費は1億493万円で、議会運営に要する経費であり
ます。

43ページをご覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費は6億6,885万7,000円であります。
嘱託職員賃金は3,715万9,000円で、社会保険料等共済費事務補助員5名分賃金であります。
総合住民情報システム運営事業費は1億3,179万7,000円で総合住民情報システムの管理運
営に要する経費であります。本庁舎移転等推進事業費は700万円で、本庁舎移転に伴う改修
の実施設計に要する経費であります。

45ページをご覧ください。第2目文書広報費は5,861万8,000円であります。一般広報公
聴事業は1,304万1,000円で、広報きほくの発行及び県政だより、県議会だよりを含む配布
手数料に要する経費であります。CATV行政放送事業費は1,959万4,000円で、行政放送
番組ふるさと紀北町の番組の作製等に要する経費等であります。

46ページをご覧ください。文書取扱事業費は1,587万円で、文書の処理、収受、発送及び
複写機等の使用に要する経費であります。第3目財政管理費は552万2,000円あります。

主に財務会計システム運営事業に要する経費であります。第4目会計管理費は79万7,000円で、会計管理事務に要する経費であります。第5目財産管理費は2億394万4,000円であります。庁舎管理事業は2,526万8,000円で、本庁舎及び町民センター等の維持管理等に要する経費でございます。公用車管理事業費は1,173万7,000円で、公用車の維持管理に要する経費であります。基金管理事業費は1億2,261万円で、基金の積み立て等に要する経費であります。内訳としましては合併特例事業債による地域振興基金積立金に1億2,000万円、ふるさと応援基金積立金に100万円、各種基金定期預金利息積立金に158万8,000円を積み立てるものであります。土地開発基金には2万2,000円を繰り出すものであります。また、地区集会所建設事業費は4,091万5,000円で、志子奥集会所建設事業に要する経費であります。

47ページをご覧ください。第6目企画費は5,705万1,000円であります。地方バス運行対策事業費は2,605万円で、紀伊長島区内の河内線の自主運行バス運行委託料及び第3種生活路線尾鷲長島線運行費補助金、公共交通空白地での自主運行バス試験運行等に要する経費であります。高度情報化推進事業費は1,364万円で、庁舎内及び施設間ネットワーク等の維持管理費、専用回線等使用料などに要する経費であります。

48ページをご覧ください。第7目支所及び出張諸費は3,019万4,000円であります。嘱託職員等賃金は5名分で977万2,000円であります。紀伊長島総合支所管理事業費は1,919万7,000円で、紀伊長島総合支所庁舎の維持管理に要する経費であります。

49ページをご覧ください。第8目公平委員会費は4万4,000円で、公平委員会の運営に要する経費であります。第10目生活安全推進費は420万7,000円で、防犯活動事業、交通安全対策推進事業等に要する経費であります。第11目一般訴訟費は520万4,000円であります。水道関係訴訟費用で、損害賠償請求事件に要する経費であります。主なものは弁護士の報償費、旅費、訴訟にかかる意見書作成手数料などであります。

50ページをご覧ください。第12目諸費は653万6,000円で、町税過誤納付による歳出還付金などであります。

51ページをご覧ください。第2項町税费、第1目税務総務費は9,525万4,000円であります。嘱託職員等賃金は2名分の賃金であります。税務一般事務事業費は1,581万2,000円で、町税賦課業務に要する経費であります。

52ページをご覧ください。第2目賦課徴収費は639万7,000円で、町税の賦課徴収に要する経費でございます。

53ページをご覧ください。第3項、第1目戸籍住民基本台帳費は7,403万6,000円で、嘱

託職員等賃金は2名分 375万 7,000円、戸籍電算管理事業費 860万 9,000円などであります。

55ページをご覧ください。第4項選挙費、第1目選挙管理委員会費は763万 8,000円であります。第9目知事選挙費は856万 5,000円で、任期満了が平成23年4月20日となっております、三重県知事の選挙執行にかかる経費であります。

56ページをご覧ください。第10目県議会議員選挙費は296万 8,000円で、任期満了が平成23年4月29日となっております。三重県議会議員選挙の執行にかかる経費であります。

57ページをご覧ください。第5項統計調査費、第2目指定統計費は149万 3,000円あります。経済センサス調査等の受託事業費であります。

58ページをご覧ください。第6項、第1目監査委員費は73万円あります。

59ページをご覧ください。第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費は6億 2,929万 8,000円あります。国民健康保険事業特別会計繰出金は1億 7,850万 8,000円で、一般会計からの繰出金であります。繰出金の内容としましては保険基盤安定分、職員給与費等の一般財源化分、財政安定化支援事業分、出産育児一時金等の繰出金であります。紀北町社会福祉協議会助成事業費は3,672万 3,000円で、紀北町社会福祉協議会への補助金であります。紀北広域連合運営事業費は3億 3,064万 6,000円で、紀北広域連合への負担金等あります。

60ページをご覧ください。第3目身体障害者福祉費は3億 6,381万 8,000円あります。心身障害者医療費助成事業費は6,270万円で、心身障害者等への医療費助成であります。障害者地域生活支援事業費は1,265万 6,000円で、障がいを持つ方がその適正に応じ地域で自立した社会生活を営むことができるよう実施する事業に要する経費であります。障害者介護訓練等給付事業費は2億 6,063万 5,000円で、障がいを持つ方に対する在宅及び施設入所等の福祉サービスに要する経費であります。

61ページをご覧ください。第4目国民年金事務費は1,697万 5,000円あります。

62ページをご覧ください。第2項老人福祉費、第1目老人福祉総務費は5億 2,570万円であります。老人福祉特別対策事業費町単分は993万円で、高齢者福祉大会等社会福祉協議会への委託料及び寝たきり老人等福祉保健手当等の経費であります。給食サービス事業費は、953万 2,000円で高齢者に栄養バランスのとれた夕食を提供し、あわせて安否確認を行うための経費であります。老人福祉施設措置事業費は2,141万 7,000円で、町外の養護老人ホーム入所者の措置に要する経費であります。地域支援事業介護予防費は2,440万 8,000円で、高齢者が介護状態に陥ることなく健康に生活が送れるように支援するための経費であります。

後期高齢者医療特別会計繰出金は3億5,764万3,000円で、医療給付費町負担金、職員人件費及び事務費等に要する経費を繰り出すものであります。

63ページ、介護基盤緊急整備等特別対策事業費6,360万円、介護施設開設準備経費助成等特別対策事業費2,160万円は、認知症対応型グループホーム新規整備等に対する助成であります。第2目養護老人ホーム費は9,749万7,000円であります。嘱託職員等賃金は7名分で、1,568万9,000円であります。老人ホーム管理運営事業費は4,702万9,000円で、床張り替え工事など老人ホーム赤羽寮養護分の運営に要する経費であります。

65ページをご覧ください。第3目介護保険費は50万1,000円であります。4目老人保健費は25万2,000円で、老人保健特別会計の一般会計化経費であります。

66ページをご覧ください。第3項児童福祉費、第1目児童福祉総務費は2,370万3,000円であります。子育て支援センター設置事業費は1,302万4,000円で、子育て支援センターは相賀幼稚園、ひかり保育園、加藤小児科等に設置されております。放課後児童クラブ対策事業費は1,067万9,000円で、放課後の児童対策として22年度から引き続き取り組むものであります。第2目保育所費は3億7,592万8,000円であります。嘱託職員等賃金は2名分で、406万1,000円であります。私立保育所保育対策事業費は1,181万4,000円で、私立保育所の保育対策に要する経費であります。児童保育事業費は3億4,773万2,000円で、保育所児童保育の実施に要する経費であります。町内の私立保育所7園に対するものであります。

67ページをご覧ください。第3目児童措置費は2億8,952万2,000円で、子ども手当等支給に要する経費であります。第4目母子福祉費は3,395万4,000円であります。一人親家庭等医療費助成事業費は1,400万円であります。乳幼児医療費助成事業費は1,995万4,000円で、義務教育就学前までの乳幼児に対する医療費助成に加え、入院医療費に限り対象を小学校の卒業まで拡大して助成するものであります。第5目へき地保育所費は3万9,000円であります。

68ページをご覧ください。第4項、第1目災害救助費は1億851万4,000円で、災害援護資金償還事業費であります。災害援護資金利子補給金補助金356万円、県への償還金4,947万円、災害援護資金償還事業基金への積立金5,530万6,000円であります。

69ページをご覧ください。第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費は1億2,567万円であります。嘱託職員等賃金は5名分で1,096万2,000円であります。地域保健共通事業費は1,804万6,000円で、保健衛生全般にかかる経費であります。主なものとして救急医療体制事業負担金1,716万4,000円であります。

70ページをご覧ください。第2目予防費は7,693万6,000円であります。予防接種事業費は4,350万5,000円で、予防接種に要する経費であります。本年度は当初から子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン等に要する費用も含んでおります。母子健診事業費は1,155万3,000円で、妊婦健診等の委託料であります。がん検診事業費は1,531万6,000円で各種がん検診等に要する経費であります。第3目環境衛生費は6,651万1,000円であります。

71ページをご覧ください。火葬場及び霊柩車管理運営事業費は3,300万2,000円あります。主な経費としましては海山区の浄聖苑管理経費と荷坂やすらぎ苑組合負担金であります。浄化槽設置整備事業費は2,545万2,000円で合併処理浄化槽設置整備補助金であります。

72ページをご覧ください。第4目環境保全費は74万8,000円あります。

73ページをご覧ください。第2項清掃費、第1目清掃総務費は1億6,413万4,000円あります。嘱託職員等賃金は1名分で188万3,000円あります。第2目塵芥処理費は3億8,178万8,000円あります。リサイクルセンター管理運営事業費は2億9,065万1,000円あります。紀伊長島リサイクルセンター、海山リサイクルセンターの施設管理費であります。2箇所の施設管理の主な経費としまして、燃料費、光熱水費、修繕料などの需用費2億2,103万円、RDF引き取り等事業委託料3,600万円、施設の保守点検委託料1,631万5,000円あります。ごみ収集処理事業費は4,490万円で、町内のごみ収集に要する経費であります。主な経費はごみ収集の委託料4,250万円あります。資源ごみリサイクル促進事業費は1,693万8,000円で、各地区に設置した資源ごみステーションに出された資源ごみの回収及び処理等に要する経費であります。主な経費は臨時職員の賃金990万2,000円、及び資源ごみステーション増設工事150万円あります。

74ページをご覧ください。環境衛生センター管理運営事業費は1,012万5,000円で、環境衛生センターの管理運営に要する経費であります。不燃物処理施設管理事業費は、1,002万8,000円で不燃物処理場の維持管理に要する経費であります。循環型社会形成推進地域計画策定事業は685万3,000円で、計画書等の策定委託料であります。第3目し尿処理費は5,675万6,000円で、し尿処理場の管理運営に要する経費であります。主な経費としまして燃料費、光熱水費、修繕料などの需用費4,303万円あります。

76ページをご覧ください。第3項上水道費、第1目上水道施設費は7,076万6,000円あります。簡易水道事業繰出金は4,613万6,000円で、繰り出し基準に基づく水道事業会計への繰出金であります。上水道事業繰出金は2,463万円で、水道事業基本計画策定事業及び水

道管理システム構築業務に対し、市町村合併推進体制整備補助金の国庫補助を受け、一般会計から水道事業会計へ繰り越し等であります。

77ページをご覧ください。第5款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費は、722万8,000円であります。第2目農業総務費は5,341万1,000円であります。農政総合企画事業費は1,676万4,000円で、農業の振興と総合企画に要する経費であり、主に東紀州農業共済事務組合負担金992万9,000円であります。

78ページ、中山間地域総合整備事業費は1,050万円で、県営中山間地域総合整備事業に対する負担金であります。

79ページをご覧ください。第3目農業振興費は95万円であります。第5目農地費は4,800万6,000円あります。海岸環境整備事業費は861万4,000円、一般土地改良事業費は446万4,000円、農地防災事業737万9,000円、農林業施設維持管理事業費として緊急雇用創出事業費1,997万5,000円などあります。

81ページをご覧ください。第2項林業費、第1目林業総務費は3,119万4,000円あります。森林情報を電子化し、長期にわたる森林環境の適正化を図る森林GIS導入事業180万円などあります。第2目林業振興費は1,303万8,000円あります。

82ページの森林整備地域活動支援交付金事業費567万円、木造住宅新築促進奨励金交付事業費334万9,000円などあります。第3目林業施設費は8,342万2,000円あります。中核作業道の整備費助成などの森林整備加速化森林再生基金事業費は7,675万円、森林環境の適正化を図る森林環境創造事業500万円などあります。第4目町有林造成事業費は7,031万円あります。町有林造成事業費は5,652万1,000円で、町有林の保育、管理などに要する経費であります。

83ページをご覧ください。第5目分収造林費は525万9,000円あります。

85ページをご覧ください。第3項水産業費、第1目水産業総務費は1,546万2,000円あります。水産総合企画事業費、島勝漁村センター管理事業費などあります。

86ページをご覧ください。第2目水産業振興費は2,060万5,000円あります。水産業振興対策事業費361万8,000円、築いそ工事などの産地水産業強化事業802万5,000円、種苗放流の負担金等の水産資源増殖事業費413万3,000円、三重外湾漁協助成事業費117万6,000円などあります。第3目漁港管理費は2億754万2,000円あります。漁港管理事業費は279万2,000円で、漁港の維持管理経費であります。海岸保全施設整備事業は2億4,750万円で、三浦漁港及び矢口漁港の海岸保全施設の改修実施のための経費でございます。

87ページをご覧ください。第6款、第1項商工費、第1目商工総務費は5,149万1,000円です。嘱託職員等賃金は3名分で597万円です。

88ページをご覧ください。第2目商工業振興費は2,997万7,000円です。中小企業指導育成事業費は1,162万円で、小規模経営改善普及事業費補助金で商工会への補助金です。第3目観光費は1億4,907万8,000円です。観光活性化対策事業費は1,475万5,000円で、主なものは燈籠祭助成金、大白祭補助金、紀北町観光協会補助金、三重紀北町年末港市補助金など、観光関係補助金です。温泉施設管理費は3,734万2,000円で古里温泉の管理運営に要する経費です。

89ページ、紀北町森林公園オートキャンプ場管理運営事業費は2,558万3,000円で、キャンプinn海山の管理運営に要する経費で、施設管理委託料は2,500万円です。体験型イベント交流施設管理運営事業費は630万9,000円で、体験型イベント交流施設ケイチュウの維持管理に要する経費です。ふるさと雇用再生特別基金事業費は5,093万円で、国の雇用対策に伴う事業で地域観光コーディネーター、観光インストラクター雇用事業など紀北町観光協会への委託事業のほか、紀北町FMラジオ番組PR事業の委託事業です。

90ページをご覧ください。第7款土木費、第1項土木管理費、第1目土木総務費は1億680万2,000円です。土木事業推進及び管理関係事業費などです。

92ページをご覧ください。第2項道路橋りょう費、第1目道路橋りょう総務費は1,400万1,000円です。第2目道路橋りょう維持費は3,463万8,000円です。嘱託職員等賃金は2名分で540万5,000円です。町道道路維持補修事業費は997万2,000円で、町道の維持補修に要する経費です。交通安全対策事業費は1,026万1,000円で、町道の交通安全対策に要する経費です。

93ページをご覧ください。第3目道路橋りょう新設改良費は1億322万2,000円です。町道道路改良事業費町単分は8,801万2,000円で、町単独の道路改良事業費に要する経費です。下排水路整備事業費は161万円です。町道道路改良事業費舗装は1,360万円で、町道の舗装工事に要する経費です。

94ページをご覧ください。第3項河川費、第1目河川総務費は581万6,000円です。海岸環境清掃業務委託事業費などです。第2目河川施設費は300万円で、河川改修及び維持補修事業費です。第3目砂防費は300万円で、急傾斜地崩壊対策事業費の負担金です。

95ページをご覧ください。第4項港湾費、第1目港湾管理費は1,661万3,000円で、港湾

環境清掃業務委託事業費 725万円、江の浦橋管理委託事業費は 796万 1,000円などでありま
す。なお、江の浦橋管理委託事業費は前年度までの第 2 項道路橋りょう費、第 2 目道路橋り
ょう維持費から組み替えを行っております。

96ページをご覧ください。第 5 項都市計画費、第 1 目都市計画総務費は 914万 7,000円
であります。第 2 目公園費は 2,078万 4,000円であります。県営公園事業負担金は 1,000万円
で、熊野灘レク都市公園事業等の町負担金であります。公園事業管理費は 1,074万 5,000円
で、赤羽公園野球場の防球ネット改修工事などあります。第 4 目高速道路関連費は14万円
であります。

97ページをご覧ください。第 6 項住宅費、第 1 目住宅管理費は 2,272万 8,000円でありま
す。町営住宅管理事業費は 1,592万 1,000円で、町営住宅の維持管理にかかる経費でありま
す。

98ページをご覧ください。第 8 款、第 1 項消防費、第 1 目常備消防費は 4 億 4,489万 8,0
00円で、三重紀北消防組合負担金であります。第 2 目非常備消防費は 3,478万 4,000円であ
ります。消防団出動事業費は 900万円で、出動時の報酬であります。消防団活動事業費は 2
27万 4,000円で、消防団活動に要する経費であります。消防団員活動事業費は 2,215万 4,0
00円で、消防団員の報酬、報償費、退職報償掛金などに要する経費であります。第 3 目消防
施設費は 2,651万 5,000円あります。消防機械器具整備管理事業費は 699万 3,000円で、
消防団車両小型動力ポンプ、消防水利の維持管理に要する経費であります。消防施設機械器
具整備事業費は 1,841万 4,000円あります。主なものは中ノ島地区防火水槽新設工事及び
消防団の小型動力ポンプ付積載車の購入に要する経費であります。

99ページをご覧ください。第 4 目水防費は 587万 9,000円で、河川海岸水防対策事業費で
あります。第 5 目災害対策費は 3,203万 6,000円あります。災害対策事業費は 591万円で、
非常用備蓄品や災害救助用ロープの購入費等あります。防災行政無線管理事業費は 2,283
万 1,000円あります。主なものは町防災無線戸別受信機の補充分購入費 551万 3,000円、
三重県衛星系防災行政無線更新事業負担金 692万円等でございます。

101ページをご覧ください。第 9 款教育費、第 1 項教育総務費、第 1 目教育委員会費は68
万円で、教育委員会運営事業費等あります。第 2 目事務局費は 6,785万 7,000円ありま
す。嘱託職員等賃金は 4 名分の 795万 4,000円と、教育委員会事務局運営事業費及び児童生
徒スクールバス運営事業費などあります。

102ページをご覧ください。第 3 目教育振興費は 207万 7,000円あります。第 4 目奨学

費は 872万 3,000円で奨学金貸与事業費であります。

103ページをご覧ください。第2項小学校費、第1目学校管理費は1億 1,878万 1,000円
であります。嘱託職員等賃金は11名分で 2,126万円であります。小学校管理運営事業費は、
5,365万円で小学校11校分の維持管理に要する経費であります。特別支援学級児童介助教員
設置事業費は 1,550万 1,000円で、介護教員配置に要する経費であります。ALT事業費は
880万 5,000円で、児童生徒の外国人講師による英語学習に要する経費であります。

104ページをご覧ください。第2目教育振興費は 2,535万円あります。小学校教育活動
振興助成事業費は 1,305万円で、小学校教育振興経費校医報酬児童教員健康診断等に要する
経費であります。要保護及び準要保護児童就学援助事業費は 874万 3,000円で、修学旅行費、
給食費など対象児童に対して、さまざまな就学援助をするものであります。

105ページをご覧ください。第3項中学校費、第1目学校管理費は 4,912万 5,000円であ
ります。嘱託職員等賃金は4名分で 775万円あります。中学校管理運営事業費は 2,810万
9,000円で、中学校4校分の維持管理に要する経費であります。特別支援学級生徒介助教員
設置事業費は 696万 6,000円で介助教員配置に要する経費であります。

106ページをご覧ください。第2目教育振興費は 2,244万 2,000円あります。中学校教
育活動振興助成事業費は 1,102万 9,000円で、中学校4校の教育振興経費、校医報酬生徒教
員健康診断補助金等に要する経費であります。要保護及び準要保護生徒就学援助事業費は、
932万 5,000円でさまざまな就学援助をするものであります。第3目学校建設費は7億 3,8
24万 9,000円で、紀北中学校改築事業費であります。

107ページをご覧ください。第4項、第1目幼稚園費は1億 334万 5,000円あります。
嘱託職員等賃金は6名分で 1,276万 2,000円あります。幼稚園管理運営事業費は 1,331万
3,000円で、幼稚園3園の管理運営に要する経費であります。

109ページをご覧ください。第5項社会教育費、第1目社会教育総務費は 9,343万 9,000
円あります。嘱託職員等賃金は12名分で 2,363万 6,000円あります。文化振興事業費は
350万 3,000円あります。若者センター管理事業費は 492万 3,000円あります。

110ページの生涯学習施設耐震補強事業費は 177万 6,000円で、海山体育館耐震補強に向
けた設計業務を実施します。生涯学習施設整備事業費は 350万円で、本庁舎移転に伴う生涯
学習施設整備に向けた設計業務を実施します。住民生活に光をそそぐ交付金事業（生涯学習
関係）は 805万円で、町民の利用する図書室等の蔵書検索システムの導入と、図書等の充実
を図るための経費であります。第2目公民館費は 2,917万 8,000円あります。紀伊長島区

公民館管理運営事業費は 1,524万円で、東長島公民館を含め公民館 7 館の管理運営に要する経費であります。海山区公民館管理運営事業費は 1,393万 8,000円で、海山公民館を含め公民館 5 館の管理運営に要する経費であります。

111ページをご覧ください。第 3 目郷土資料館費は 306万 3,000円で、郷土資料館 2 館の管理運営に要する経費であります。

112ページをご覧ください。第 4 目文化財調査費は 981万 3,000円であります。文化財保護事業費は 336万円で、紀北町の文化財冊子作成のための印刷費 286万 7,000円などであり、そのほか特別天然記念物カモシカ食害対策事業費などであり、

113ページをご覧ください。第 6 項保健体育費、第 1 目保健体育費総務費は 667万 5,000 円で、社会体育団体活動費助成事業費 195万円、スポーツ交流推進事業費は 422万円で、よりスポーツ振興交流を推進するための経費であります。第 2 目給食施設費は 1 億 576万 1,000 円であります。学校給食センター管理運営事業費は 4,094万円で、海山区の小中学校、幼稚園の給食に要する経費であります。給食施設管理運営事業費は 4,034万 5,000円で、紀伊長島区の小中学校、幼稚園の給食に要する経費であります。

114ページをご覧ください。第 3 目体育施設費は 1,203万 6,000円で、体育施設等の管理運営に要する経費であります。

116ページをご覧ください。第11款、第 1 項公債費、第 1 目元金は12億 5,787万 7,000 円で長期債償還元金であります。第 2 目利子は 1 億 8,213万 6,000円で、長期債償還利子及び一時借入金利子であります。

117ページをご覧ください。第14款予備費は 1,000万円であります。

118ページから 121ページまでは債務負担行為に関する調書であります。

122ページ、123ページは地方債に関する調書であります。

123ページの合計の欄をご覧ください。地方債残高は前々年度末現在高の欄、平成21年度末では 117億 8,930万 8,000円であります。前年度平成22年度末では 121億 8,670万 2,000 円となる見込みであります。平成23年度中の起債借入見込額が13億 7,900万円で、償還見込額が13億 734万 7,000円ありますので、その結果、平成23年度末では 122億 5,835万 5,000円となる見込みであります。なお、下段は過疎対策事業債、合併特例事業債についてのうち書きを表記したものであります。

124ページの給与費明細書をご覧ください。町長、副町長の給料はそれぞれ72万円、57万円、予算計上しております。給料の年間所要額は 1,548万円、期末手当は 560万 6,000円、

共済費は 352万 8,000円、合計 2,461万 4,000円であります。

町議会議員は18人で、報酬 4,514万 4,000円、期末手当 1,384万 5,000円、共済費 3,850万 2,000円、合計 9,749万 1,000円であります。

その他の特別職は、教育委員、選挙管理委員などの委員と消防団員等 1,026人で報酬 4,354万円であります。

125ページをご覧ください。一般職の職員数は 182人で、前年度に比較しまして 3人の減数であります。給料は 7億 408万 1,000円、職員手当 3億 5,582万 9,000円、給与費の合計は 10億 5,991万円であります。共済費は 2億 4,609万 1,000円で、給与費と合計しますと 13億 600万 1,000円あります。前年度は 13億 4,081万 2,000円であり、比較しますと 3,481万 1,000円の減額となります。その要因としましては平成22年人事院勧告による減額と、職員の退職による減額であります。

以上で、平成23年度紀北町一般会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

川端龍雄議長

どうもご苦労さんでした。

次に、議案第18号と、第19号の 2 件についての内容説明を求めます。

平谷住民課長。

平谷卓也住民課長

それでは、議案18号 平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算の内容説明をさせていただきます。

予算書の 1 ページをご覧ください。

議案第18号 平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算

平成23年度紀北町の国民健康保険事業特別会計予算の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 26億 5,277万 6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成23年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書で説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。

予算書の8ページ、9ページをご覧ください。第1款国民健康保険料、第1項国民健康保険料、第1目の一般被保険者国民健康保険料、第2目の退職被保険者等国民健康保険料につきましては4億2,285万9,000円、4,650万3,000円、それぞれ計上させていただいております。料率につきましては平成22年度と変わりなく据え置いております。

10ページをご覧ください。第3款の使用料及び手数料、第1項手数料、第1目総務手数料、第1節の総務手数料1,000円は、保険料納付証明等の手数料を、第2目督促手数料、第1節督促手数料2万円は、保険料督促にかかる手数料を計上してございます。

第4款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目の療養給付費等負担金は医療費に対する国の負担金4億4,201万3,000円を計上しております。第2目の高額医療費共同事業負担金ではレセプト1件80万円を超えるものについて、県下の市町の財政安定を図るため国保連合会において共同事業を行っておりますが、この拠出見込額に対する国の負担金1,205万円を計上してございます。第3目特定健康診査等負担金では、特定健康診査にかかる国の基準単価による負担金594万1,000円を計上しております。

11ページをご覧ください。第2項国庫補助金、第1目財政調整交付金では普通調整交付金1億9,600万3,000円、特別調整交付金2,625万8,000円、あわせて2億2,226万1,000円を計上しております。第3目出産育児一時金補助金では、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの暫定措置ではございましたが、本年度も引き続き実施されることになりました。この期間に産科医療補償制度に加入している病院などで出産した場合の出産育児一時金として4万円引き上げて42万円となっておりますが、この引き上げ額4万円の2分の1が補助されますので、出産見込件数から算出して30万円を計上してございます。ちなみに平成23年度は15件の出産件数を見込んでおります。

第5款の療養給付費交付金、第1項療養給付費交付金、第1目の療養給付費交付金では、退職被保険者の療養給付費分などに対する社会保険診療報酬支払基金から交付される交付金2億276万9,000円を計上してございます。

第6款前期高齢者交付金、第1項前期高齢者交付金、第1目の前期高齢者交付金では、65歳から74歳までの被保険者の療養給付費分などに対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございまして、6億6,941万8,000円を計上させていただいております。

12ページをご覧ください。第7款県支出金、第1項県負担金、第1目の高額医療費共同事業負担金では、国の負担金と同様に1件80万円を超えるレセプトにかかる国保連合会の共同事業でございまして、拠出する額に対する県の負担金1,205万円を計上してございます。第2目の特定健康診査等負担金も国の負担と同様、特定健康診査にかかる基準単価の3分の1の負担率による負担金594万1,000円を計上してございます。

第2項県補助金、第2目県財政調整交付金では療養給付費等分、それから介護保険算入額、老人医療費拠出金分、後期高齢者支援金分、地域特別調整交付金から算出したしました1億370万4,000円を計上してございます。

13ページをご覧ください。第8款共同事業交付金、第1項共同事業交付金、第1目高額医療費共同事業交付金では、レセプト1件80万円以上の高額医療費にかかる国保連合会からの交付金4,820万1,000円を計上してございます。第2目の保険財政共同安定化事業交付金として2億5,277万7,000円計上しておりますが、レセプト1件30万円以上、80万円未満の医療費にかかる支払いに対しまして、財政の安定化を図るため県下の市町が共同して国保連合会において行う事業でございまして、拠出金を出し合って、これを原資にして支払いの状況に応じて各市町に交付されるものでございます。

第9款財産収入、第1項財産運用収入、第2目利子及び配当金では、国民健康保険財政調整基金積立金利子として1,000円を計上してございます。

14ページをご覧ください。第10款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目の一般会計繰入金では1億7,850万8,000円計上しておりますが、一般会計からの法定分の繰り入れであります。これは保険基盤安定繰入金で保険料軽減分にかかるもの、職員給与費等繰入金などを繰り入れるものでございます。

15ページをご覧ください。第2項積立基金繰入金、第1目積立基金繰入金では、1,635万6,000円計上しておりますが、財政調整のため財政調整基金を一部取り崩して歳入に充てるものでございます。

第11款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金では、前年度繰越金として1,000万円計上しておりますが、平成22年度の歳計剰余金を見込んだものでございます。

第12款諸収入、第4項雑入、第3目一般被保険者第三者納付金100万円、それと16ページの第4目退職被保険者等第三者納付金10万円は、それぞれ交通事故によります損害賠償金にかかる納付金を計上してございます。第5目一般被保険者返納金、第6目退職被保険者等返納金では診療報酬返納金として、それぞれ1,000円計上してございます。第7目の雑入では療養費等の支給にかかる国負担分として1,000円計上してございます。

次に、歳出を説明させていただきます。

17ページをご覧ください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費では4,048万7,000円計上しておりますが、職員人件費として5名分の給料等3,411万9,000円を、嘱託職員賃金は事務補助員1名分の賃金193万9,000円を、一般事務事業では442万9,000円計上しておりますが、被保険者証の郵送料や国保連合会での共同処理電算事務手数料等でございます。

18ページをご覧ください。第2目連合会負担金では三重県国民保険団体連合会負担金として97万1,000円計上しておりますが、国保連合会審査事務処理にかかる一般負担金や保健事業にかかる負担金等でございます。

19ページをご覧ください。第2項徴収費、第1目賦課徴収費では、保険料賦課徴収事業といたしまして535万4,000円計上しておりますが、保険料徴収する相談員の賃金、保険料決定通知書の郵送料、口座振替手数料などでございます。

20ページをご覧ください。第3項運営協議会費、第1目運営協議会費では、昨年と同額の15万円計上してございます。国民健康保険運営協議会運営事業として、委員の報酬を計上させていただきます。

21ページをご覧ください。第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費では、療養給付費分14億9,057万8,000円、交通事故にかかる第三者行為分100万円、あわせて14億9,157万8,000円を計上してございます。第2目の退職被保険者等療養給付費につきましても、療養給付費分1億4,443万8,000円と、第三者行為分100万円、あわせて1億4,543万8,000円を計上してございます。第3目の一般被保険者療養費では、一般被保険者の療養費として1,616万5,000円を計上してございます。第4目の退職被保険者等療養費につきましても退職被保険者等の療養費148万5,000円を計上してございます。第5目審査支払手数料では診療報酬支払手数料及び療養調査手数料として490万8,000円計上しており

ますが、国保連合会への診療報酬審査手数料などでございます。

22ページをご覧ください。第2項高額療養費、第1目一般被保険者高額療養、第2目退職被保険者等高額療養費につきましては、医療費が高額になった場合の一部負担給付をするもので、それぞれ2億131万9,000円、2,698万5,000円を計上してございます。第3目一般被保険者高額介護合算療養費といたしまして100万円計上しておりますが、医療保険分と介護保険分にかかる自己負担額を合算して決められた限度額を超えた場合に、その超えた分に相当する額を助成するものでございます。第4目退職被保険者等高額介護合算療養費につきましても同様に30万円計上してございます。

23ページをご覧ください。第4項出産育児諸費、第1目出産育児一時金は630万円計上しておりますが、15件分を見込んでございます。第2目の支払手数料につきましては、出産育児一時金を医療機関に三重県国民健康保険団体連合会をとおして直接支払いをするための経費といたしまして4,000円計上してございます。

24ページをお願いいたします。第5項葬祭諸費、第1目葬祭費では60件を見込まして300万円の計上となっております。

25ページをご覧ください。第3款後期高齢者支援金等、第1項後期高齢者支援金等、第1目後期高齢者支援金では2億6,298万4,000円計上しておりますが、75歳以上の後期高齢者の医療給付に充てるため、社会保険診療報酬支払基金に支出するものでございます。第2目の後期高齢者関係事務費拠出金3万8,000円につきましても、同様に運営事務費といたしまして支出するものでございます。

26ページをご覧ください。第4款前期高齢者納付金、第1項前期高齢者納付金等、第1目前期高齢者納付金では49万7,000円計上してございますが、65歳から74歳の前期高齢者にかかる医療費を社会保険診療報酬支払基金のほうへ納付するための納付金でございます。第2目の前期高齢者関係事務費拠出金3万5,000円につきましても、前期高齢者にかかる社会保険診療報酬支払基金への納付金の徴収事務費として基金へ拠出するものでございます。

27ページをご覧ください。第5款老人保健拠出金、第1項老人保健拠出金、第1目老人保健医療費拠出金では28万5,000円計上してございますが、老人保健医療の対象者に対する療養給付費の共同事業への拠出金でございますが、これも社会保険診療報酬支払基金のほうへ拠出するものでございます。第2目老人保健事務費拠出金2万円も同様に、社会保険診療報酬支払基金のほうへ老人保健医療費拠出金の徴収事務費として拠出するものでございます。

28ページをご覧ください。第6款介護納付金、第1項介護納付金、第1目の介護納付金は

介護給付費納付金として1億168万5,000円計上しておりますが、介護保険の第2号被保険者にかかる割り当てられた保険料を社会保険診療報酬支払基金へ納付するものでございます。

29ページをご覧ください。第7款共同事業拠出金、第1項共同事業拠出金、第1目の高額医療費共同事業医療費拠出金では4,820万1,000円計上しておりますが、レセプト1件80万円以上の高額医療費の支払いのための共同事業で、三重県国保連合会から割り当てられた額を拠出するものでございます。第3目その他共同事業事務費拠出金1,000円の計上は、三重県国民健康保険団体連合会に対しまして、退職被保険者の資格の割り出しを行うための経費を拠出するものでございます。第4目の保険財政共同安定事業拠出金では2億5,277万7,000円計上しておりますが、レセプト1件30万円以上、80万円未満の支払いにあたりまして、財政運営の安定化を図るため共同事業で、三重県国保連合会へ割り当てられた額を拠出するものでございます。

30ページをお願いいたします。第8款保健事業費、第1項特定健康診査等事業費、第1目の特定健康診査等事業費では、40歳から74歳の被保険者を対象に行う生活習慣病予防のための健診等にかかる電算事務委託料、健診委託料などの経費といたしまして2,598万7,000円を計上してございます。

31ページをお願いいたします。第2項保健事業費、第1目保健衛生普及費では377万8,000円計上してございますが、国民健康保険事業の363万6,000円は医療費通知にかかる経費、脳ドック検診委託料などの経費でございまして、また、国保ヘルスアップ事業の14万2,000円は生活習慣病の予防、改善のための運動指導講座の経費等を計上してございます。

32ページをご覧ください。第9款基金積立金、第1項基金積立金、第1目の財政調整基金積立金1,000円の計上は、基金の積立利息でございます。

33ページをお願いいたします。第10款公債費、第1項公債費、第1目利子では一時借入金利子として24万3,000円を計上してございます。

34ページをお願いいたします。第11款諸支出金、第1項償還金、第1目の一般被保険者保険料還付金の150万円、第2目退職被保険者等保険料還付金の20万円は、いずれも保険料の過誤納付に対する還付金を計上してございます。

35ページをご覧ください。第13款の予備費につきましては、昨年と同額の1,000万円を計上してございます。

以上で、議案第18号 平成23年度国民健康保険事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

平谷卓也住民課長

続きまして、議案第19号 平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算の内容説明をさせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算

平成23年度紀北町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億8,372万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医療諸費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成23年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

それでは、その内容につきまして予算に関する説明書で説明させていただきます。

歳入から説明させていただきます。

予算書の6ページをご覧ください。第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料の合計額1億2,557万9,000円は、三重県後期高齢者医療広域連合が国の基準に基づきまして算出したものでありまして、第1目の特別徴収保険料として7,140万1,000円、第2目普通徴収保険料として5,417万8,000円、それぞれ計上してございます。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料、第2目督促手数料でございまして、保険料督促にかかる手数料として1,000円計上してございます。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目の事務費繰入金では2億9,237万1,000円計上しておりますが、職員人件費や事務費などを一般会計から繰り入れるものでございます。

7ページをお願いいたします。第2目保険基盤安定繰入金の計上額 6,527万 2,000円につきましては、保険料軽減分に対する繰入金を計上してございます。

第6款諸収入、第2項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金では50万円計上しておりますが、三重県後期高齢者医療広域連合に納付した保険料負担金に過誤が生じた際の還付金を見込みまして計上してございます。

次に、歳出につきまして説明させていただきます。8ページをお願いいたします。

第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費では 1,143万 1,000円計上しておりますが、職員人件費といたしまして職員1名分の人件費 901万 7,000円、一般事務事業では、後期高齢者電算システム保守委託料などの経費 241万 4,000円でございます。

9ページをお願いいたします。第2項徴収費、第1目徴収費では保険料徴収事業といたしまして、普通徴収にかかる保険料を徴収するための経費21万円を計上してございます。

10ページをご覧ください。第2款後期高齢者医療広域連合納付金、第1項後期高齢者医療広域連合納付金、第1目後期高齢者医療広域連合納付金 4億 7,158万 2,000円は、三重県後期高齢者医療広域連合の運営経費を計上してございます。

11ページをご覧ください。第4款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目の保険料還付金につきましては50万円計上しておりますが、過年度分の保険料の過誤納等にかかる被保険者への還付金を見込んだものでございます。

以上で、議案第19号 平成23年度後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

川端龍雄議長

ここでフィルムの取り替えのため、暫時休憩します。

この場でちょっとお待ちください。

(午後 4時 05分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 4時 07分)

川端龍雄議長

次に、議案第20号についての内容説明を求めます。

谷福祉保健課長。

谷吉希福祉保健課長

それでは、議案第20号 平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計予算について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成23年度紀北町の介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,487万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、3,600万円と定める。

平成23年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、予算に関する説明書に基づき説明させていただきます。

歳入予算から説明いたします。6ページをお願いいたします。

第1款サービス収入、第1項介護給付費収入は1億7,106万4,000円であります。第1目居宅介護サービス費収入1,143万1,000円は、第1節短期入所生活介護費収入でありまして、居宅介護サービス費の保険者収入が959万6,000円、利用者収入が183万5,000円でありませ

ず。

第2目施設介護サービス費収入は1億5,963万3,000円でありまして、第1節施設介護サービス費収入で、保険者収入が1億3,883万2,000円、利用者収入が2,080万1,000円であ

ります。

第4款寄附金、第1項寄附金は1,000円でございます。

続きまして7ページをお願いいたします。第5款繰入金、第1項基金繰入金につきましては、第1節紀北町指定介護老人福祉施設基金繰入金の1,880万円であります。

第6款繰越金、第1項繰越金は歳計剰余金1,000円でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。第7款諸収入、第1項受託事業収入につきましては、要介護認定調査受託事業収入の1,000円であります。

第2項雑入につきましては35万6,000円でありまして、介護実習受入手数料、自動販売機手数料、選挙時の老人ホーム職員以外の立ち会いに対する経費でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。第3項利用料減免補助金は90万円でありまして、利用者負担額補助金であります。

第4項介護職員処遇改善交付金は375万円の昨年同様の介護報酬に2.5%を乗じたものでございます。

続きまして、歳出予算についてご説明いたします。

10ページをお願いいたします。第1款総務費、第1項施設管理費、第1目一般管理費は1億8,643万1,000円であります。内容につきましては職員人件費が正職員14名分で8,912万5,000円あります。臨時職員賃金につきましては19名分で4,561万3,000円あります。

次に、老人ホーム管理運営事業は5,136万7,000円でありまして、管理運営費の主なものといたしましては、嘱託医報償費が372万6,000円、消耗品費、光熱水費、賄材料費などの需用費が2,200万9,000円、介護事務処理支援システムの保守点検等委託料が354万6,000円、寝具借入料などの使用料及び賃借料が97万円、老朽化に伴う床の張り替え工事、地上デジタル配線工事の工事費請負費が1,915万4,000円あります。利用者育成事業といたしまして、家族交流会、夏祭り、秋の遠足等の執行経費等が32万6,000円あります。

続きまして、13ページをお願いいたします。第2款サービス事業費、第1項居宅サービス事業は839万8,000円で、短期入所生活介護にかかる経費であります。

続きまして、14ページをお願いいたします。第4款公債費につきましては、一時借入金の利子4万4,000円あります。

以上で、平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

川端龍雄議長

次に、議案第21号についての内容説明を求めます。

奥川水道課長。

奥川英水道課長

それでは、平成23年度紀北町水道事業会計予算について、ご説明させていただきます。
予算書をよろしくお願ひします。

1 ページをお願ひします。

議案第21号 平成23年度紀北町水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度紀北町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|----------|----------------------------------|
| (1) | 給水戸数 | 9,622戸 |
| (2) | 年間総給水量 | 261万 3,727m ³ |
| (3) | 一日平均給水量 | 7,161m ³ |
| (4) | 主な建設改良事業 | 紀北町水道事業基本計画策定委託業務 1,429万 6,000円 |
| | | 紀北町上水道管理システム構築委託業務 1,017万 5,000円 |
| | | 古里・道瀬簡易水道統合整備事業 6,846万円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	第1款	水道事業収益	4億 327万円
	第1項	営業収益	2億 7,404万 3,000円
	第2項	営業外収益	97万 2,000円
	第3項	簡易水道営業収益	1億 1,448万 8,000円
	第4項	簡易水道営業外収益	1,376万 7,000円
支出	第1款	水道事業費用	3億 6,877万 4,000円
	第1項	営業費用	2億 1,724万 5,000円
	第2項	営業外費用	3,277万 6,000円
	第3項	簡易水道営業費用	9,209万円
	第4項	簡易水道営業外費用	2,660万円
	第5項	特別損失	6万 3,000円

2 ページをお願いします。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,052万2,000円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。

収入	第1款	資本的収入	1億1,789万9,000円
	第1項	負担金	280万円
	第2項	補助金	7,199万9,000円
	第3項	企業債	4,310万円
支出	第1款	資本的支出	2億7,842万1,000円
	第1項	建設改良費	1億1,428万1,000円
	第2項	企業債償還金	1億6,414万円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的、限度額は簡易水道事業債2,160万円、過疎対策事業債2,150万円、計4,310万円、起債の方法、利息、償還の方法は記載のとおりであります。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、7,000万円と定める。

3 ページをお願いします。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予定額に過不足が生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 6,964万6,000円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,076万6,000円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、700万円と定める。

平成23年3月3日提出

紀北町長 尾上壽一

内容につきましては、24ページの予算実施計画説明書で、ご説明させていただきます。

収益的収入及び支出でございます。

まず収入ですが、第1款、第1項、第1目の給水収益は2億7,201万6,000円であります。内容につきましては、紀伊長島区と海山区の上水道の使用料で、紀伊長島区は1億7,700万6,000円、海山区は9,501万円を見込んでおります。

第2目その他の営業収益202万7,000円であります。主なものとしましては給水工事用材料売却収入45万9,000円、上水道加入分担金27件分、145万9,000円でございます。

次に、第2項、第1目の受取利息及び配当金は51万円で、これは定期預金の利息でございます。第2目雑収益は13万2,000円であります。主なものとしましては土地貸付料13万1,000円などです。第3目の補助金は33万円で、これは上水道企業債償還利子にかかる一般会計補助金であります。

25ページをお願いします。次に第3項、第1目の給水収益は1億1,353万7,000円です。これは簡易水道の水道料で、紀伊長島区3,519万9,000円、海山区7,833万8,000円です。第2目その他営業収益は95万1,000円で、主なものは簡易水道の加入分担金13件分の70万3,000円です。

次に、第4項、第1目の補助金1,376万7,000円です。これは簡易水道企業債償還利子にかかる一般会計補助金です。

26ページをお願いします。次に支出でございます。

第1款、第1項、第1目の原水及浄水費は2,331万2,000円です。内容につきましては、上水道の原水及び浄水設備の維持管理に要する経費を計上しております。主なものとしましては、原水及び処理水の水質検査委託料ほか350万円、水源地等の施設修繕代100万円、水源地及び浄水場の電気代1,700万円、薬品費の塩素108万9,000円です。

第2目配水及給水費は1,750万6,000円です。内容につきましては、浄水施設のほか配水池、配水管、送水管の維持管理等に要する経費を計上しております。主なものとしましては、修繕料の960万円は量水器取替工事986戸分の340万7,000円と、給配水管等の修

繕代 450万円などで、動力費の 204万円は加圧ポンプ所等の電気代で、材料費 420万円は取替量水器 986戸分の購入費 330万円と、修繕材料代90万円でございます。

次に、3目総係費 8,770万円であります。内容につきましては、上水道の水道料金の調定、収納事務のほか、事業活動全般に関する経費を計上しております。主なものとしましては、水道水源保護審議会委員報酬26万円、職員 9名分の給与費 6,902万 3,000円、臨時職員 2名分の賃金 390万 7,000円、委託料 736万 1,000円のほか、賃借料は 167万 6,000円でございます。委託料の主なものは検針業務委託料 367万 7,000円、集金業務委託料 108万 1,000円、水道料金システム業務委託料 249万 9,000円などでございます。また、賃借料の主なものは水道企業会計システム電算機器使用料83万 9,000円、光ファイリングシステム68万 2,000円などでございます。

第4目の減価償却費は 8,791万 8,000円であります。

第5目の資産減耗費は50万円であります。

第6目のその他営業費用は30万 9,000円であります。これは指定工事店への給水装置工事用材料売却に伴う売却原価であります。

続きまして29ページをお願いします。第2項営業外費用、第1目支払利息 2,049万 7,000円で、主なものとしまして上水道の企業債利子償還金でございます。

第2目の消費税 1,227万 8,000円であります。

第3目雑支出は 1,000円であります。

次に、第3項の簡易水道営業費用 9,209万円につきましては、簡易水道事業にかかる経費であります。第1目原水及浄水費は 2,028万 9,000円であります。内容につきましては、簡易水道の原水及び浄水施設の維持管理に要する経費を計上しております。主なものとしましては、原水及び処理水の水質検査などの委託料 590万円、水源地の施設修繕費 200万円、水源地の電気代 1,116万円、薬品費59万円などでございます。

30ページをお願いします。第2目の配水及給水費は 974万 4,000円であります。主なものとしましては、通信運搬費で11回線の専用電話料金 152万 2,000円、修繕費 630万円、量水器 163戸の取替工事費54万 1,000円、配水管修繕代など 500万円、材料代 142万 8,000円は、取替量水器 163戸分の購入費52万 8,000円と、修繕材料代90万円でございます。

次に、第3目総係費は 1,231万 2,000円であります。内容につきましては、簡易水道の水道料金の計算、収納等の事務にかかる簡易水道全般の経費を計上しております。主なものとしましては、職員 1名分の給与費 763万 6,000円のほか、委託料 320万円でございます。委

託料の主なものは検針業務委託料 150万円、集金業務委託料63万円、簡易水道料金システム業務委託料 107万円でございます。

31ページをお願いします。第4目減価償却費 4,190万 4,000円であります。

第5目資産減耗費 770万円であります。

第6目その他営業費用は14万 1,000円であります。これは指定工事店への材料売却に伴う売却原価でございます。

次に、第4項簡易水道営業外費用、第1目の支払利息は 2,660万円で、これは簡易水道企業債利子償還金でございます。

第5項特別損失、第1目過年度損益修正損 6万 3,000円であります。これは過誤納等による過年度分の水道料金の歳出還付金でございます。

32ページをお願いします。資本的収入及び支出でございます。

まず収入です。第1款、第1項、第1目の負担金 280万円であります。これは消火栓設置7箇所の一般会計からの工事負担金であります。

次に、第2項、第1目の補助金 7,199万 9,000円で、これは簡易水道企業債償還元金にかかる一般会計補助金 3,236万 9,000円と、上水道事業繰出金は 2,430万円で、市町村合併推進体制整備費補助金の充当分で、水道事業基本計画策定事業に 1,420万円、水道管理システム構築事業に 1,010万円を、一般会計からの充当する繰出金でございます。

国庫補助金 1,533万円は古里・道瀬簡易水道統合整備事業にかかる国庫補助金で、平成19年度から4カ年で実施しておりましたが、関係機関との詳細協議に時間を要したことから事業の進捗が遅れ、平成24年度まで2カ年延長するものであります。

次に、第3項、第1目企業債は 4,310万円で、これは古里・道瀬簡易水道統合整備事業の企業債借入金で、簡易水道事業債 2,160万円と、過疎対策事業債 2,150万円でございます。

33ページをお願いします。

次に、支出でございます。第1款、第1項、第1目上水道改良費は 3,047万 1,000円あります。内容につきましては、高速道路建設工事に伴う実施設計委託料 200万円、水道事業基本計画策定業務 1,429万 6,000円、上水道管理システム構築委託業務 1,017万 5,000円あります。工事請負費 400万円で、上水道の支障移転などの緊急用、工費用でございます。

第2目固定資産購入費は 535万円あります。機械及び装置購入費 510万円は、三浦簡易水道水源地遠方監視システム改良で、工事器具備品購入費25万円は水道課で使用する工具費でございます。

第3目簡易水道改良費 7,846万円であります。内容は委託料 200万円で、高速道路建設工事に伴う配水管支障移転工事実施設計委託業務であります。工事請負費 7,646万円で、古里・道瀬簡易水道統合整備事業に 6,846万円と、簡易水道配水管布設替支障移転工事に 800万円を計上いたしております。

次に、第2項、第1目の企業債償還金は1億 6,414万円で上水道事業分が1億 443万 5,000円、簡易水道事業分が 5,970万 5,000円であります。

以上で、平成23年度紀北町水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

川端龍雄議長

以上で、各議案の提案理由並びに内容説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のありました各議案に対する質疑については、第2日目、3月4日の本会議で行うことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、各議案に対する質疑については、第2日、3月4日、明日の本会議で行うことに決定しました。

川端龍雄議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

なお、一般質問通告書の締め切りは、明日の午後2時までであります。締め切り時間については十分に注意していただき、できるだけ早めに提出くださるようお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。

(午後 4時 35分)

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 2 3 年 6 月 8 日

紀北町議会議長 川端龍雄

紀北町議会議員 松永征也

紀北町議会議員 平野隆久